

Ⅲ 負 担 法 関 係

Ⅲ－１ 負担法関係法令集

１ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

	昭和26年 3 月 31 日	法律第 97号
改正	昭和27年 6 月 25 日	法律第 209号
〃	昭和27年 7 月 31 日	法律第 262号
〃	昭和29年 5 月 15 日	法律第 101号
〃	昭和30年 8 月 1 日	法律第 118号
〃	昭和31年 6 月 12 日	法律第 148号
〃	昭和59年 4 月 27 日	法律第 19号
〃	平成10年 4 月 17 日	法律第 40号
〃	平成11年 7 月 16 日	法律第 87号
〃	平成11年12月22日	法律第 160号
〃	平成31年 3 月 29 日	法律第 4 号
〃	令和 2 年 3 月 31 日	法律第 5 号

（目 的）

第 1 条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。以下本条、第 4 条及び第 4 条の 2 において同じ。）が地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外

普通税を除く。)について同法第1条第1項第5号にいう標準税率(標準税率の定のない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて、地方交付税法(昭和25年法律第211号)で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

(国庫負担)

第3条 国は、法令により地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港務局を含む。以下第4条、第4条の2及び第6条第1項を除き同じ。)又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

- 1 河川
- 2 海岸
- 3 砂防設備
- 4 林地荒廃防止施設
- 5 地すべり防止施設
- 6 急傾斜地崩壊防止施設
- 7 道路
- 8 港湾
- 9 漁港
- 10 下水道
- 11 公園

注 政令で定める公共土木施設＝令1条

災害復旧事業費の範囲＝令4条

(国庫負担率)

第4条 前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害につき、第7条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下3位まで算出するものとし、4位以下は、四捨五入するものとする。

- 1 当該地方公共団体の当該年度(災害の発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下本条及び第8条の2において同じ。)の標準税収入の2分の1に相当する額までの額については、3分の2

- 2 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の2分の1をこえ2倍に達するまでの額に相当する額については、4分の3
 - 3 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の2倍をこえる額に相当する額については、4分の4
- 2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（2以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。
 - 3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第1項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乘じたものの和とする。

注 災害復旧事業費の負担所属＝令2条

国の負担率の通知＝省令5条

（連年災害における国庫負担率の特例）

第4条の2 その年の12月31日までの3年間に発生した災害について第7条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその3年間の各4月1日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第1項第2号中「2倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第3号中「標準税収入の2倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）

第5条 第3条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因

となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第4条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

注 災害復旧事業費の負担所属＝令2条

（適用除外）

第6条 この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 1 1箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては120万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては60万円に満たないもの。
- 2 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- 3 維持工事とみるべきもの
- 4 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 5 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 6 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 7 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 8 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 9 直高1メートル未満の小堤、幅員2メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの
- 2 前項第1号の場合において、1の施設について災害にかかつた箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。

注 小規模な施設＝省令1条

（災害復旧事業費の決定）

第7条 第3条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第5条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

注 災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置＝令3条
災害復旧事業費の決定＝省令4条

（国庫負担金の交付方法）

第8条 国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第4条の規定による国の負担率により負担金を交付する。

2 前項の場合において、国は、第4条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費の3分の2に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

3 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第4条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第8条の2 政府は、第3条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く2箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

注 政令で定める＝令7条の2

（災害復旧事業の監督）

第9条 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

- 2 前項に規定する主務大臣の権限に属する事務（市町村に対するものに限る。）の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

注 政令で定める＝令 8 条

（災害復旧事業費の精算）

第10条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の還付）

第11条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

- 2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

- 3 第 9 条第 2 項の規定は、第 1 項に規定する主務大臣の権限について準用する。

（剰余金の処分）

第12条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第 4 条の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を災害復旧事業に使用することができる。

注 政令で定める＝令 9 条

（市町村の災害復旧事業費）

第13条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

- 2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

注 第 1 項政令で定める＝令11条

第 2 項政令で定める＝令12条

（主務大臣）

第14条 この法律において主務大臣は、第3条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

（権限の委任）

第15条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分局の長に委任することができる。

（事務の区分）

第16条 第13条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（実施規定）

第17条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

2 左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律（明治44年法律第15号）

昭和25年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭和25年法律第189号）

3 北海道における地方公共団体に対して第3条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当分の間、第4条の規定によつて算定した率が5分の4に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、5分の4とする。

附 則（昭和27年6月25日法律第209号）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和27年1月1日以降発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和27年7月31日法律第262号抄）

1 この法律は、自治庁設置法（昭和27年法律第261号）施行の日（昭和27年8月1日）から施行する。

附 則（昭和29年5月15日法律第101号抄）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和29年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和30年8月1日法律第118号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以降発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和31年 6 月12日法律第148号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和59年 4 月27日法律第19号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 4 月17日法律第40号抄）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の第 3 条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第 3 条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年 7 月16日法律第87号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成12年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条中地方自治法第250条の次に 5 条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第 9 項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第 4 項及び第 5 項、第73条、第77条、第157条第 4 項から第 6 項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後

は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際限に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続きをしなければならない事項で、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続きをしなければならない事項についてその手続きがされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申し立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申し立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定

受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法定に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に施行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成31年3月29日法律第4号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第11条（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3第1項及び第33条の5の3の改正規定に限る。）、第12条第1項及び第13条から第15条までの規定 平成32年4月1日

附 則 （令和2年3月31日法律第5号）

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

	昭和26年4月16日	政令第107号
改正	昭和27年6月25日	政令第205号
〃	昭和27年12月4日	政令第479号
〃	昭和30年8月13日	政令第177号
〃	昭和31年8月21日	政令第265号
〃	昭和38年8月22日	政令第309号
〃	昭和40年2月11日	政令第14号
〃	昭和59年4月27日	政令第119号
〃	平成7年6月14日	政令第238号
〃	平成10年4月17日	政令第161号
〃	平成11年11月10日	政令第352号
〃	平成12年6月7日	政令第312号
〃	平成14年3月25日	政令第60号
〃	平成15年3月31日	政令第163号
〃	平成16年12月15日	政令第396号
〃	平成20年6月13日	政令第194号
〃	平成22年3月31日	政令第78号
〃	平成25年2月6日	政令第28号

内閣は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（公共土木施設）

第1条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第3条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

1 河川

河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条ノ2の規定によつて同法が準用される天然の河岸を除く。

2 海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

3 砂防設備

砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条ノ2の規定によつて同法が準用される天然の河岸

4 林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）

5 地すべり防止施設

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設

6 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

7 道路

道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。）

8 港湾

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設

9 漁港

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

10 下水道

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水

道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

11 公園

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

（災害復旧事業費の負担所属）

第2条 法第4条又は法第5条の規定による災害復旧事業費に対する国又は地方公共団体（港湾法に基く港務局を含む。以下同じ。）の負担の割合は、災害の発生後その事業費を負担すべき者に異動を生じた場合においても、当該復旧事業については、変更しないものとする。

（災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置）

第3条 法第7条の規定によつて事業費が決定された災害復旧事業に係る施設について、その工事の施行中又は着手前において、更に法の適用を受ける災害が生じた場合において、その災害が前に生じた災害と発生の年を同じくするときは、未施行又は未着手の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業にあわせて1の災害復旧事業として施行するものとする。

2 前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生の年を異にするときは、新たに生じた災害の災害復旧事業費に対する法第4条又は法第5条の規定による国又は地方公共団体の費用の負担の割合は、未施行又は未着手の工事の事業費に相当する額を当該災害復旧事業費から控除して算定するものとする。

（災害復旧事業費の範囲）

第4条 法第3条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2 前項に規定する工事費には、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

3 第1項に規定する事務費は、地方公共団体ごとに工事費の総額を次の各

号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて定める。

- 1 3億円以下の金額 100分の4.5
 - 2 3億円を超え5億円以下の金額 100分の3.5
 - 3 5億円を超え10億円以下の金額 100分の2.5
 - 4 10億円を超え30億円以下の金額 100分の2
 - 5 30億円を超える金額 100分の1.5
- 4 第1項に規定する工事費を同項に規定する事務費に流用した場合においては、法第11条の規定の適用については、負担金を交付の目的に反して使用したものとする。

(災害報告)

- 第5条** 第1条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第287条の3第2項（同法第291条の13において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第287条の3第2項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては理事会）、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定によつて市町村長から報告を受け取つたときは、これを取りまとめて、遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。

(国庫負担申請)

- 第6条** 地方公共団体の長は、法第7条の規定による災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の目論見書及び設計書を添

附して、その旨を主務大臣に申請しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規定によつて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、市町村長が、都道府県知事が主務大臣の同意を得た設計単価及び歩掛で当該市町村を含む地域に係る最新のものを用いて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、この限りではない。
- 3 前2項の規定によつて市町村長が主務大臣に書類を提出しようとする場合においては、都道府県知事を経由しなければならない。

（災害復旧事業費の決定通知）

第6条の2 主務大臣は、法第7条の規定によつて災害復旧事業の事業費を決定したときは、遅滞なく、これを当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村の災害復旧事業に係るものについては、遅滞なく、これを当該市町村長に通知しなければならない。

（国庫負担金の額の算出方法）

第6条の3 法第8条第1項の規定により国が地方公共団体に対して交付する負担金の額は、法第7条の規定により決定された災害復旧事業の事業費のうち各年度において施行される災害復旧事業に係るものから当該各年度における工事雑費及び事務費を除いた額に法第4条の規定による国の負担率を乗じて得た額とする。

（国庫負担金の額の通知）

第6条の4 主務大臣は、法第8条の規定によつて国の負担金を交付しようとするときは、あらかじめその額を当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

- 2 第6条の2第2項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

（設計の変更又は事業の廃止）

第7条 国が地方公共団体に対して負担金を交付しようとする場合においては、主務大臣は、当該負担金に係る災害復旧事業の工事の施行に際し法第7条の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計（施行

箇所を含む。)の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件を付するものとする。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規定に基き付された条件に従い、設計の変更について協議の申出をしようとするときは、設計書を添附してしなければならない。
- 3 地方公共団体の長は、国が交付した負担金に係る災害復旧事業を廃止した場合においては、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 4 第6条第3項の規定は前2項の場合に準用する。この場合において、「前2項」とあるのは、「第7条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 5 主務大臣は、第1項の規定に基づく条件に従い申出を受けた設計の変更が水勢若しくは地形の変動その他の事由に基きやむを得ないと認める場合又は当該施設に関する改良工事と併せて施行することが適当であると認める場合においては、同意をしなければならない。

(緊要な災害復旧事業)

第7条の2 法第8条の2に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。

- 1 第1条第1号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業
 - イ 破堤
 - ロ 堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの
 - ハ 河川法第3条第1項に規定する河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
 - ニ 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの
 - ホ 護岸、床止め、水門、樋{ひ}門、樋{ひ}管又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 2 第1条第2号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業
 - イ 破堤
 - ロ 堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの
 - ハ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で根固めをする必要があるもの

の

- ニ 護岸、水門、樋 {ひ} 門、樋 {ひ} 管又は天然の海岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 3 第1条第3号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業
 - イ 堰 {えん} 堤、床止め、護岸、堤防、山腹工又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - ロ 流路工若しくは床止めの埋そく又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 4 第1条第4号の公共土木施設について、堰 {えん} 堤、谷止め、床止め、防潮堤、護岸又は山腹工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業
- 5 第1条第5号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業
- 6 第1条第6号の公共土木施設について、擁壁、法 {のり} 面保護工、排水施設、杭 {くい}、柵 {さく}、アンカー工、雪崩防止工又は落石防止工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業
- 7 第1条第7号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業
 - イ 幅員3メートル以上の道路の埋没又は欠壊（軽微なものを除く。）
 - ロ 幅員3メートル未満の道路の埋没又は欠壊でこれによって当該道路による交通が不可能又は著しく困難であるもの（う回道路による交通が著しく困難でない場合を除く。）
 - ハ 道路の埋没又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 8 第1条第8号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業
 - イ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - ロ 臨港交通施設の破壊でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難

でない場合を除く。)

ハ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
ニ 外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ホ 廃棄物埋立護岸の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

9 第1条第9号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ 係留施設の破壊で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

ロ 輸送施設の破壊でこれによつて当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ハ 漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
ニ 外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

10 第1条第10号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ 排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の排除を著しく阻害するもの

ロ 処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の処理に重大な支障を与えるもの

11 第1条第11号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

（市町村災害復旧事業の監督）

第8条 法第9第2項（法第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務は、法第9条第1項及び法第11条第1項に規定する事務（主務大臣が特に指定する災害復旧事業に係るものを除く。）とする。

2 都道府県知事は、前項の規定に基き、災害復旧事業の施行に関し重要な事項について指示をしたとき、又は法第11条第1項に規定する処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（剰余金の処分）

第9条 地方公共団体は、法第12条第1項に規定する剰余金を同条第2項の規定によって、次の各号の一に掲げる災害復旧事業の工事につき使用することができる。

- 1 災害復旧事業の工事中に生じた災害により当該施設に関して必要を生じた工事
- 2 水勢又は地形の変動に基づく設計の変更により費用の増加を来した工事
- 3 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により費用の増加を来した工事で主務大臣が定めるもの

注 主務大臣が定めるもの＝昭60農水省告示100号
(残存物件)

第10条 災害復旧事業を完了した場合において、地方公共団体が当該事業の事業費で購入した材料その他の物件が残存するときは、取得価格を基礎としてこれらの物を主務大臣の定める方法によつて金銭に換算した価額は、法第12条第1項に規定する剰余金に算入するものとする。

(成功認定の申請)

第11条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が当該負担金に係る災害復旧事業を完了したときは、当該地方公共団体の長は、当該災害復旧事業を完了した日の属する年度経過後、遅滞なく、成功表を添附して、主務大臣にその事業の成功の認定を申請しなければならない。

(都道府県知事の事務)

第12条 都道府県知事は、法第13条第1項の規定によつて、国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関して、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- 1 法第4条の規定により災害復旧事業費の国の負担金の率を算定すること。
 - 2 各年度における国庫負担金を交付し、又はその還付を命ずること。
 - 3 災害復旧事業の成功認定に関して検査を行い、成功認定をすること。
 - 4 第6条の規定による申請を整理して、遅滞なく、主務大臣に送付すること。
 - 5 第7条の規定による協議の申出に意見を付して主務大臣に送付すること。
- 2 都道府県知事は、前項第1号から第3号までに掲げる事務を行つたとき

は、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 法第13条第2項の規定により国が都道府県に交付する経費は、毎年度その年度中に施行する当該都道府県の区域内に存する市町村の災害復旧事業費の総額の100分の2に相当する額以内とする。

4 都道府県知事は、第1項第1号の規定によつて災害復旧事業費の国の負担金の率を算定したときは、遅滞なく、市町村長に通知しなければならない。

(書類の整備)

第13条 災害復旧事業を施行する地方公共団体は、主務省令で定めるところにより、必要な帳簿その他の書類を整備しなければならない。

(主務省令)

第14条 この政令において主務省令は、法第14条に規定する主務大臣が発する命令とする。

(権限の委任)

第15条 法第9条第1項に規定する主務大臣の権限のうち農林水産大臣の権限で、第1条第2号（海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号及び第4号に規定する海岸保全区域に関するもの並びに同法第37条の3第2項の規定により当該海岸保全区域の海岸管理者が管理する一般公共海岸区域に関するものに限る。）及び第5号（地すべり等防止法第51条第1項第3号イに規定する地すべり地域に関するものに限る。）に規定する公共土木施設に係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第7条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限（工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。）で、第1条第1号、第2号（港湾法第2条第3項に規定する港湾区域、同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域及び同法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第5条第4項及び第37条の3第2項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。）、第3号、第5号から第7号まで、第10号及び第11号に規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

(事務の区分)

第16条 第5条第2項、第6条第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。）、第6条の2第2項（第6条の4第2項において準用する場合を含む。）、第8条並びに第12条第1項（同項第5号の規定中意見を付する事

務に関する部分を除く。)、同条第2項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(実施規定)

第17条 この政令に定めるものの外、第6条に規定する目論見書及び設計書、第11条に規定する成功表の様式その他この政令の施行について必要な事項は、主務省令で定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。
- 2 左の勅令及び政令は、廃止する。

災害土木費国庫補助規程（明治44年勅令第199号）

昭和25年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律の施行に関する政令（昭和25年政令第142号）

附 則（昭和27年政令第205号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年政令第479号抄）

- 1 この政令の規定中、第4条第1項第6号から第11号までの規定は昭和28年4月1日から、その他の規定は法施行の日（昭和27年12月5日）から施行する。

附 則（昭和30年政令第177号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以降発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和31年政令第265号）

- 1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和31年法律第148号）の施行の日（昭和31年9月1日）から施行する。

附 則（昭和38年政令第309号抄）

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の規定は、昭和38年1月1日以後に発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和40年政令第14号抄）

(施行期日)

第1条 この政令は、法〔河川法〕の施行の日（昭和40年4月1日）から施

行する。

附 則（昭和59年政令第119号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条第8号の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（平成7年政令第238号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第3編第3章の改正規定の施行の日（平成7年6月15日）から施行する。

附 則（平成8年政令第103号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、平成8年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年政令第161号）

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条第3項の規定は、平成10年1月1日以後に発生した災害の災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害の災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附 則（平成11年11月10日政令第352号抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この政令の施行の日（以下、「施行日」という。）前に第6条の規定による改正前の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「旧負担法施行令」という。）第6条第2項本文又は第7条第5項の規定によりされた承認は、第6条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「新負担法施行

令」という。)第6条第2項本文又は第7条第5項の規定によりされた同意とみなす。

2 この政令の施行の際現に旧負担法施行令第6条第2項本文又は第7条第2項の規定によりされている承認の申請は、新負担法施行令第6条第2項本文又は第7条第2項の規定によりされた協議の申出とみなす。

3 施行日前に旧負担法施行令第7条第1項の規定により付された主務大臣の承認を受けなければならない旨の条件は、新負担法施行令第7条第1項の規定により付された主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件とみなす。

附 則 (平成12年6月7日政令第312号抄)

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年3月25日政令第60号抄)

(施行期日)

第1条 この政令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日政令第163号)

この政令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月15日政令第396号抄)

第1条 この政令は、平都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成16年12月17日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成20年6月13日政令第194号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日政令第78号抄)

(施行期日)

第1条 この政令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第2条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第1号中「負担及び平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成

22年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成22年度の国庫債務負担行為に基づき平成23年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第2号中「負担及び平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第3号中「負担及び平成22年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成23年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

- 1 一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約
- 2 一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

第4条 第3条、第5条、第8条、第10条、第11条及び第13条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成21年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条の3

附 則（平成25年2月6日政令第28号抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この政令の施行前にした行為並びに附則第2条第1項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に 関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令

	昭和26年 7 月 27 日	農林省令第53号
改正	昭和27年11月 7 日	農林省令第81号
〃	昭和32年11月 9 日	農林省令第48号
〃	昭和35年 4 月 16 日	農林省令第16号
〃	昭和53年 5 月 20 日	農林省令第35号
〃	昭和53年 7 月 5 日	農林省令第49号
〃	昭和59年 4 月 27 日	農林水産省令第14号
〃	平成元年 6 月 6 日	農林水産省令第27号
〃	平成12年 3 月 8 日	農林水産省令第16号
〃	平成22年 3 月 31 日	農林水産省令第27号
〃	平成25年 4 月 1 日	農林水産省令第25号
〃	令和元年 5 月 7 日	農林水産省令第 1 号
〃	令和 2 年12月21日	農林水産省令第83号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、林地荒廃防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令を次のように定める。

（小規模な施設）

第 1 条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項第 9 号の規定による小規模な施設に係る災害復旧事業は、左の通りとする。

- 1 けい流又は山腹において直高1.5メートル未満の石垣又は板さく類のみに係る災害復旧事業
- 2 森林植生のみに係る災害復旧事業
- 3 道路の路面又は側こうのみに係る災害復旧事業

（災害状況の報告）

第 2 条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」という。）第 1 条に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に災害を生じた場合における令第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による災害状況報告の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

（目論見書及び設計書）

第 3 条 令第 6 条第 1 項の規定による目論見書及び設計書の様式は、それぞれ別記第 2 号様式及び第 3 号様式の通りとする。

（災害復旧事業費の決定）

第4条 法第7条の規定による災害復旧事業の事業費は、それぞれの事業費ごとに千円を単位として決定するものとする。

（国の負担率の通知）

第5条 農林水産大臣は、法第4条の規定によって災害復旧事業費に対する国の負担率を算定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事（当該災害復旧事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあつてはその長）に通知する。

（国庫負担金交付の申請）

第6条 法第8条の規定による国の負担金の交付を申請しようとする地方公共団体は、令第6条の4の通知に基づいて、負担金交付申請書に災害復旧事業計画書及び収支予算書を添え、都道府県（指定都市を含む。）にあつては農林水産大臣に、市町村にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の負担金交付申請書、災害復旧事業計画書及び収支予算書の様式は、別に定める。

（廃止報告）

第7条 令第7条第3項の規定による災害復旧事業の廃止の報告は、別記第4号様式によってしなければならない。

（残存物件の換算方法）

第8条 令第10条の規定による残存物件の換算は、機械器具については、取得価格に使用年数の償却年数に対する比率を乗じて得た金額を取得価格から差し引いて行うものとし、その他の物件については、使用によって減じた価格を取得価格から差し引いて行うものとする。

2 前項の償却年数は、別に定める当該機械器具の経済的使用年数の2分の1とする。

（成功認定の申請）

第9条 令第11条の規定による災害復旧事業の成功認定の申請は、別記第5号様式による成功表及び別に定める様式による収支精算書を添附してしなければならない。

第10条 削除

（工事台帳の整理）

第11条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行す

るときは、当該復旧事業に関し、工事台帳、機械台帳、経理簿、備品台帳等を整備して必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の工事台帳及び機械台帳の様式は、別に定める。

(会計事務の整理)

第12条 国の負担金の交付に係る災害復旧事業費に関する会計事務は、災害の発生した年ごとに区別して整理しなければならない。

附 則

① この省令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

② 災害復旧事業費の国庫負担をしない小規模な施設を定める省令（昭和25年農林省令第84号）は、廃止する。

附 則（昭和27年11月7日農林省令第81号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和27年度分の負担金から適用する。

附 則（昭和32年11月9日農林省令第48号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年4月16日農林省令第16号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和35年1月1日以降発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和53年5月20日農林省令第35号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月5日農林省令第49号）抄

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日農林水産省令第14号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月6日農林水産省令第27号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月8日農林水産省令第16号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日農林水産省令第27号）

この省令は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年4月1日農林水産省令第25号）

この省令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日農林水産省令第1号）

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和2年12月21日農林水産省令第83号）

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 記
第 1 号様式
(海岸の場合)

海 岸 災 害 状 況 報 告 書

番 号
令和 年 月 日

都道府県知事（又は農林水産大臣） 氏 名 殿

市町村長（又は都道府県知事） 氏 名

年 月 日から 月 日までの何々により海岸に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 5 条の規定により報告する。

記

1 被害箇所及び被害金額

海岸名	郡市町村字名	事業施行者名	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計	
			月 日から 月 日までの災害		月 日から 月 日までの災害		月 日から 月 日までの災害			
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
計										

2 災害の原因

3 海岸以外のものの被害状況（田畑の被害面積、減収見込石数等）

備考 都道府県知事が農林水産大臣に報告する報告書は、記の各事項を、令第 5 条第 1 項の規定により報告する分と同条第 2 項の規定により報告する分に区分して記載すること。

(地すべり防止施設の場合)

地すべり防止施設災害状況報告書

番 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日から 月 日までの何々により地すべり防止施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項の規定により報告する。

記

1 被害箇所及び被害金額

区域名	郡市町村 字名	事業施 行者名	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計	
			月 日から 月 日まで の災害		月 日から 月 日まで の災害		月 日から 月 日まで の災害			
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
計										

2 災害の要因

3 地すべり防止施設以外のものの被害状況

第2号様式
(海岸の場合)

海 岸 災 害 復 旧 事 業 目 論 見 書

年何災害

都道府県（市町村）名												
工事 番号	海岸名	郡市町 村字名	復 旧 申 請				決 定				経済効果	摘 要
			工種	数量	金 額		工種	数量	金 額			
					工事費	うち転 属又は 未成			工事費	うち転 属又は 未成		
計												

備考

- 1 工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に、一連番号により記載すること。
- 2 決定の欄は、記載しないこと。

(地すべり防止施設の場合)

地すべり防止施設災害復旧事業目論見書

年何災害

都道府県（市町村）名

工事番号	区域名	郡市町村字名	復旧申請		決 定 額		設計概要		経済効果	摘 要
			工事費	うち転属又は未成	工事費	うち転属又は未成	申 請	決 定		
計										

備考

- 1 工事番号は、一連番号により記載すること。
- 2 決定学の欄は、記載しないこと。

第3号様式
第1表

年 災 復 旧 工 事
設 計 書

				都道府県（市町村）名			
				設 計 審 査 者	氏 名	設計者	氏 名
災害年月日	年 月 日			工 事 概 要			
工 事 番 号	第 号						
施設の名称							
施 行 位 置	郡 町 大字 地内 市 村						
	申 請		決 定		摘 要		
工 事 費	金 千円		金 千円				
うち未 成	金 千円		金 千円		年災 次 第 号		
うち転 属	金 千円		金 千円		次 第 号		
被災原因 その他							

第2表

費 目	金 額	摘 要
工 事 費		
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		

第3表

本 工 事 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

第4表

付 帯 工 事 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

第5表

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

第6表

用地費及び補償費内訳表

費 目	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

第7表

船舶及び機械器具費内訳表

区 分	名 称	計上、寸法、規格	数 量	単 価	金 額	摘 要

第8表

船舶及び機械器具損料内訳表

区 分	名 称	計上、寸法、規格	数 量	供用日数	日基準損料	金 額	摘 要

第9表

營繕費内訳表

区 分	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

第10表

工事雑費内訳表

区 分	細 別	金 額	積 算 根 拠

第11表

応 急 工 事 費 内 訳 表

費 目	金 額	摘 要
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
計		

備考

- 1 設計書には、平面図、縦横断面図、構造図並びに数量及び単価の積算の基礎を明らかにした書類を添附するほか、応急工事のある場合においては、赤書の精算設計書を添附すること。
- 2 第1表の「施設の名称」欄には、海岸の場合には海岸名、林地荒廃防止施設の場合には流域名、地すべり防止施設の場合には区域名、漁港の場合には漁港名を記載すること。
- 3 第1表の「被災原因その他」欄には、被災原因、復旧計画の概算その他必要な事項を記載すること。
- 4 第1表の「決定」欄には、記載しないこと。
- 5 第2表から第11表までの各表の記載方法及び添附書類については、別に定めるところによる。
- 6 第11表に計上された応急工事費の各費目については、第3表から第10表までの各表に応じた内訳表を作成すること。

第4号様式
(海岸の場合)

海岸災害復旧事業廃止報告書

番 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

下記の災害復旧事業は、下記の理由により廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第7条第3項の規定により報告する。

記

災害年次	工事番号	海岸名	郡市町村字名	決定額	廃止の理由

(地すべり防止施設の場合)

地すべり防止施設災害復旧事業廃止報告書

番 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事 氏 名

下記の災害復旧事業は、下記の理由により廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第7条第3項の規定により報告する。

記

災害年次	工事番号	区域名	郡市町村字名	決定額	廃止の理由

第5号様式
(海岸の場合)
(第1表)

年海岸災害復旧事業一部成功表

都道府県（又は市町村）工事

工事 番号	海岸 名	郡市 町村 字名	決 定			しゅん功			差 引		工 事 の 施行期間	摘要
			工種	工事 費	うち 未成	工種	工事 費	うち 未成	増	減		
合 計												

備考

- 1 この表は、発生のを同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災害別に作成すること。
- 2 令第7条第1項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を摘要欄に記載すること。
- 3 法第2条第2項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゅん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。
- 4 令第3条第2項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功表の決定の欄のうち未成の欄に未成工事費を記入し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

(第2表)

年海岸災害復旧事業全部成功表

工事 番号	海岸名	郡市町 村字名	施行年度	決 定			しゅん功			差 引		摘 要
				工種	工事 費	うち 未成	工種	工事 費	うち 未成	増	減	
			年度									
			年度									
			小計									
			小計									
合 計												

備考

- 1 この表は、発生のを同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災害別に作成すること。
- 2 廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定工事費の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。
- 3 第1表の備考2から備考4までと同じ。

(第3表)

廃工額調査票

年災害

工事番号	海岸名	郡市等村字名	決定工事費	廃止報告年月日

(地すべり施設の場合)

(第1表)

年地すべり防止施設災害復旧事業一部成功表

都道府県工事

工事 番号	区域 名	郡市 町村 字名	決 定		しゅん功		差 引		工 事 の 施行期間	摘要
			箇所数	金 額	箇所数	金 額	増	減		
合 計										

備考

この表は、発生年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災別に作成すること。

(第2表)

年地すべり防止施設災害復旧事業全部成功表

工事 番号	区域名	施行年度	決 定		しゅん功		差 引		摘 要
			箇所数	金 額	箇所数	金 額	増	減	
		年度							
		年度							
		小計							
		小計							
合 計									

備考

- 1 この表は、発生のを同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災害別に作成すること。
- 2 廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定工事費の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。

(第3表)

年地すべり防止施設災害復旧事業成功箇所表

都道府県工事

工 事 番 号	区域名	郡市町 村字名	決 定 工事費	しゅん功 工事費	差 引		決定設 計概要	変更設 計概要	変更理由	摘 要
					増	減				

備考

- 1 法第2条第2項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゅん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。
- 2 令第7条第1項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を変更設計概要の欄に記載すること。
- 3 令第3条第2項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に未成工事費を括弧書で上段に外書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

(第4表)

廃工額調査票

年災害

工事番号	海岸名	郡市等村字名	決定工事費	廃止報告年月日

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 第9条第3号の主務大臣が定める工事を定める件

昭和60年1月26日 農林水産省告示第100号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）

第9条第3号の主務大臣が定める工事は、次のとおりとする。

農林水産大臣

次の各号の1に該当する事由により費用の増加を来した工事とする。

- 1 誤測
- 2 違算
- 3 物価の変動
- 4 施行箇所に適応した工事資材等の形式又は材資の変更で工事の程度に変化を生じないもの
- 5 岩盤線等の推定した位置の変更
- 6 工事資材及び残土の運搬距離の変更
- 7 土の変化率に係る土量の変更又は推定した土質の変更
- 8 水勢又は地形の変動による締切、水替等の仮設工事の変更

5 海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費 国庫負担金交付申請書等の様式について

昭和33年2月13日 33農地第147号（災）

改正 昭和59年9月14日 59構改D第946号

〃 令和3年4月1日 2農振 第3505号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事、各特別市長あて）

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）第6条第4項、第9条及び第11条第2項の規定に基づき、海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書等の様式が別紙のとおり定められたから了知されたく、命により通達する。

（別紙）

様式1

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

平成 年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣（又は都道府県知事）氏 名 殿

都道府県知事（又は市町村長）氏 名

年 月 日第 号をもつて通知のあつた 年度公共土木施設（海岸又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金について、下記のとおり交付されたく、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第6条第1項の規定により、関係書類を添え申請する。

記

国庫負担金申請額	千円
内訳 何何事業 年災害	千円
何何事業 年災害	千円

様式2 海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業計画書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業計画書

災害年別	工事 番号	郡市町村 字 名	種目別	事業量	実 施 内 訳						国庫負担金 交付申請額	国庫負 担 率	摘 要
					前年度 までの 実施分	年 度 実 施 分				年 度 以降実施 する分			
						工事費	工事雑費	事務費	計				
年災													
年災													
小 計													
計													

（注）施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかっこして内書とすること。

様式3 海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業収支予算書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業収支予算書

災害年別及び工事番号

区 分		予 算 額	摘 要
収 入	国 庫 負 担 金 都道府県（又は市町村）負担金		
支 出	都道府県（又は市町村）事業 工 事 費 何 何 費 何 何 費 事 務 費 合 計		

（注）摘要欄に予算の議決又は議決予定の年月日を記入すること。

様式4 成功認定申請書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業全部成功（又はあ一部成功）認定申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（又は都道府県知事）氏 名 殿

都道府県知事（又は市町村長）氏 名

年度において国庫負担金の交付を受けて施行した海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業が別冊のとおりしゅん功したので全部成功（又は一部成功）認定されたく海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第9条の規定により関係書類を添え申請する。

様式 5

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

1 年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

年災害

工事 番号	郡市町村 字 名	種目別	事業量	事業費	事 業 実 施 内 訳										摘 要	
					前年度 までの 実施分	年 度 実 施 分				年度以降 実施分	負担率	交付決 定額	概算受 領額	精算額		差引未受領 (返還)額
						工事費	工事雑費	事務費	計							
計																

(注) 施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかっこして内書とすること。

2 箇所別収支精算書
災害年別及び工事番号

区 分		予算額	精算額	差引増 (減)	摘 要
収 入	国 庫 負 担 金				
	都道府県（又は市町村） 負 担 金				
	計				
支 出	都道府県（又は市町村）工事				
	工 事 費				
	何 何 費				
	何 何 費				
	計				
	事 務 費				
	合 計				

様式6 工事台帳

(表)

工 事 台 帳										工事番号		工事名	
災 害 年 次		緊 急 順 位			地方公共団体名								
区 域 名				施行位置									
国 庫 負 担 金		査 定 実 机	数 量	査 立 定 会 官	農 林 水 産 省								
施 行 方 法					財 務 省								
契 約 の 種 類			工 事 費			都 道 府 県							
決定工事費のうち 当年発生災害分		実施設計額			竣 功 承 認 番 号 年 月 日			請 負 額					
うち未成額又は うち転属額		第 1 階 設計変更額			変 更 承 認 番 号 年 月 日			変 請 負 更 額					
精 算 額		第 2 階 設計変更額			変 更 承 認 番 号 年 月 日			変 請 負 更 額					
うち未成精算額		第 3 階 設計変更額			変 更 承 認 番 号 年 月 日			変 請 負 更 額					
不 用 額		請負契約締結		年 月 日			契約の 工事期間		自 年 月 日 至 年 月 日				
剰 余 金		着 手		年 月 日			竣 功		年 月 日				
剰 余 金 流 用 額		竣 功 検 査		年 月 日		竣功検査員 氏 名		主 事 技 師					
剰 余 金 使 用 額		請負人住所氏名又は 直営工事の現場責任者											
国庫負担金交付 年度及び金額	年 度	金 額		記 事									
国庫負担金交付 年度及び金額	年 度	金 額											
国庫負担金交付 年度及び金額	年 度	金 額											
国庫負担金交付 年度及び金額	年 度	金 額											
国庫負担金交付 年度及び金額	年 度	金 額											

(裏)

決定設計概要			変更設計概要				精算設計概要			
設計承認 変更条件			支払年月日	金 額	摘 要	支払年月日	金 額	摘 要		
				円			円			
成功認定	年 月 日		記 事							
成功認定額	円									
成功検査官氏名	事務官 技 官									

様式7 機械台帳

(表)

機 械 台 帳

管 理 番 号			制 作 年 月 日		修理又は改良経過		
名 称			検 収 年 月 日		年月日	修理又は改良箇所及び状況	同前の費用
形 式			検 収 者 名 所 属 氏 名				
	製品 番号	製作 会社	納 入 者				
主 体			納 期				
主 機 関			納 期				
補 助 機 関			価 格				
附備 属品 工そ 具の 予他			償 却 年 数				
			使用開始年月日				
			使用完了年月日				
			使 用 年 数				
			残 存 価 格				
購 入 金 額 支 出 工 事 番 号			残存機械の状況				

経 歴

(裏)

年月日	作業場所	使用者名	実作業		運転 時間 累計	整備状況	年月日	作業 場所	使用 者名	実作業		運転時 間累計	整備 状況
			作業 内容	状況						作業 内容	状況		

6 特別地域における国庫負担率について

(本 災)

1 離島

離島振興法（抄）
〔 昭和28年 7 月22日 法律第72号
最終改正 平成27年 6 月24日 〃 第46号 〕

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第7条 第1項～第3項 略

- 4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第4条の規定によつて算定した率が5分の4に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、5分の4とし、（以下略）

2 奄美群島

奄美群島振興開発特別措置法（抄）
〔 昭和29年 6 月21日 法律第189号
最終改正平成31年 3 月30日 〃 第 8号 〕

（特別の助成）

第6条 第1項～第4項 略

- 5 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第4条の規定によつて算出した率が5分の4に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、5分の4とし、（以下略）

3 沖 縄

沖縄振興特別措置法（抄）
〔 平成14年 3 月31日 法律第14号
最終改正令和 3 年 6 月16日 〃 第70号 〕

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第105条 第1項～第3項 略

- 4 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定により地方公共団体に対し

て国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第4条の規定によって算出した率が5分の4に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、5分の4とし、（以下略）

4 北海道

北海道については（負担法）昭和26年施行の附則3を参照

（災害関連）

1 北海道、離島

海岸法施行令（抄）

〔 昭和31年11月7日政令第332号
最終改正令和2年12月1日 〃 第217号 〕

（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）

第8条

1 第1号、第2号 略

（3） 前2号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業（同法第2条第3項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるもの2分の1

第4号～第6号 略

2 略

3 第1項第2号から第5号までに掲げる工事で北海道において施行されるものに要する費用に対する国の負担率は、同項の規定にかかわらず20分の11とする。

4 第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる工事で離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の離島振興計画に基づくもの（第2項又は前項に規定する工事を除く。）に要する費用に対する国の負担率は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる工事にあつては20分の11、同項第6号に掲げる工事にあつては2分の1とする。

2 奄美

奄美群島振興開発特別措置法施行令（抄）

〔 昭和29年8月13日 政令239号 〕
〔 最終改正令和2年12月23日 政令363号 〕

（特別の助成）

第1条 奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項に規定する政令で定める事業は、別表第1に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。

別表第1（第1条関係）（抄）

事業の区分		国の負担又は補助の場合
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条災1項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、階が員法施行令（昭和31年政令第332号）第8条第1項第2号から第4号までに掲げるもの	3分の2

3 沖縄

沖縄振興特別措置法（抄）

〔 平成14年3月31日 法律第14号 〕
〔 最終改正令和3年6月16日 法律第70号 〕

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第105条 第1項～第5項 略

6 国は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に規定する災害復旧事業（同条第3項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その10分の6以内を負担するものとする。

Ⅲ－２ 海岸及び地すべり防止施設災害 復旧事業事務取扱要綱

	昭和40年 9 月10日	40農地D第1140号
改正	昭和43年10月 1 日	43農地D第 821号
〃	昭和47年 5 月15日	47農地D第 813号
〃	昭和47年 8 月 1 日	47農地D第 533号
〃	昭和51年 7 月 1 日	51構改D第 482号
〃	昭和53年 3 月31日	53経 第 589号
〃	昭和53年 7 月 5 日	53文 第 261号
〃	昭和54年 5 月29日	54構改D第 363号
〃	昭和54年 7 月10日	54構改D第 555号
〃	昭和59年 9 月14日	59構改D第 945号
〃	平成 5 年 6 月16日	5 構改D第 420号
〃	平成 8 年 4 月 1 日	8 構改D第 257号
〃	平成10年12月10日	10構改D第 269号
〃	平成12年 4 月 1 日	12構改D第 244号
〃	平成13年 1 月 5 日	12構改A第 964号
〃	令和 2 年 3 月30日	元農振 第3685号
〃	令和 3 年 4 月 1 日	2 農振 第3504号
〃	令和 4 年 4 月 1 日	3 農振 第2931号

（農林事務次官から各地方農政局長, 沖縄総合事務局長, 都道府県知事あて）

（趣 旨）

第 1 農地の保全に係る海岸保全施設（海岸法（昭和31年法律第101号）により国土交通大臣所掌及び農林水産大臣所掌のうち水産庁所管の海岸保全区域に係るものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律30号）により国土交通大臣所掌及び農林水産大臣所掌のうち林野庁所管の地すべり防止区域に係るものを除く。）に係る災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）及び海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（適用除外）

第2 法第6条第1項に規定する適用除外は、次に定めるものとする。

(1) 法第6条第1項第3号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは次のアからコまでに掲げる工事をいう。

ア 石積み又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込工事

イ 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ又は欠脱の補充のみの工事若しくは間詰めのみ工事

ウ 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂を修繕する工事

エ 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事

オ 照明設備のみの工事

カ 少量の捨石を補充するのみの工事

キ 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事

ク 堤防、護岸等に直接影響のない程度の海岸施設の低下に対する根固め、床止め又は突堤のみに係る工事

ケ 地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事

コ アからケまでに掲げるものに類する工事

(2) 成功認定検査（部分検査を含む。以下同じ。）等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第6条第1項第4号に該当するものとして採択しないものとする。

(3) 法第6条第1項第5号に規定する、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア 柵工、枠工、木工沈床等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害

イ 水門、樋門等海岸に設けられた施設の操作その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

ウ 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

エ 以前に生じた災害に係る復旧工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都

市」という。)に係るものにあつては120万円に、市(指定都市を除く。)町村に係るものにあつては60万円に満たないものであること。当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること。又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫負担の対象とされなかつた災害復旧事業に係る箇所につき、復旧工事が着手される以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの

(ア) 当該災害復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害

(イ) 当該復旧工事に着手していたとしても新たに当該箇所につき、被害が生じたと明らかに想定される程度の災害

(4) 法第6条第1項第7号ただし書に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められる」災害復旧事業は、次に掲げるものとする。

ア 天然の海岸が欠壊したため、人家、公共施設、農地等が流失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、当該天然の海岸が堤防としての効用を果し得なくなつた場合又はこれらのおそれ大きい場合における当該欠壊に係るもの。

イ その他アに掲げるものに類するもの。

(5) 法第6条第1項第8号に規定する「災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日から成功認定検査の完了の日(成功認定検査が遅れている場合においては書類、写真等によつてその工事がしゅん工した事実を確認することができる日)までの間に生じた災害をいう。

(国庫負担の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲)

第3 降雨、暴風、高潮、地すべり等による災害のうち、次の各号の1に該当する災害の復旧は国庫負担の対象としないものとする。

(1) 最大24時間雨量が80ミリメートル未満であつた場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても時間雨量等が特に大である場合に生じた災害は、この限りでない。

(2) 最大風速が15メートル未満である場合に生じた災害

(3) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められないもの。

(4) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロ

ックが概成していない場合における災害

(国庫負担の対象としない工事費)

第4 国庫負担の対象としない工事費は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第7条の規定による事業費の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費
- (2) 工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費
- (3) 国の補助を受けて購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の当該資材の購入費に相当する費用
- (4) 工事発生品で災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合に要する購入費に相当する費用

(災害報告)

第5 都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）

は、政令第1条に規定する海岸又は地すべり防止施設について災害が発生した場合においては、政令第5条の規定による災害報告のほか、直ちにその概要を電話その他の方法をもつて農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。次項において同じ。）に報告するものとする。

- 2 都道府県知事等は異常な災害（都道府県又は指定都市の区域内における海岸又は地すべり防止施設の被害推定額が3億円以上の災害をいう。）又は特に必要があると認められる災害の場合にあつては、前項の規定による報告のほか、災害発生後1週間以内に、災害概要報告書（様式第1）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

(国庫負担申請の際申請書に添付する図面等)

第6 地方公共団体の長は、政令第6条の規定に基づき法第7条の規定による事業費の決定を受けようとする場合には、申請書に次の図面等を添付するものとする。

- (1) 箇所図

工事箇所及び工事番号を記入した都道府県の管内図又は国土地理院刊行の縮尺5万分の1図。ただし、工事番号は都道府県工事（◎）と市町村工事（○）とに分け、発生のを同じくする災害については、通し番号を付すること。

- (2) 天気図

災害発生当日及びその前後 1 日ずつの天気図

(3) 降雨量分布図

都道府県の管内図に災害発生の原因となった降雨に係る各観測地点における日雨量及び連続雨量をその地点に記入し、かつ当該降雨に係る等雨量線を記入すること。

(4) 台風経路図

災害発生の原因となった台風の発生より衰弱までの経過地点とその時刻及び気圧を併せて記入したもの。特に本土に上陸した場合においては、詳細に記入すること。

(5) 風速調書

都道府県管内図に災害発生の原因となった風に係る各観測地点における風向並びに瞬間最大風速及び最大風速を記入したもの。

(6) 波高調書

災害発生の原因となった波高に係る各観測地点における最大波高を記入し、災害発生時の潮位、潮位偏差及び波高を記録した資料を添付すること。

(7) 積雪、融雪状況調書

災害発生の原因となった積雪又は融雪に係る各観測地点における積雪深、気温の変化等を記入したもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、異常な天然現象の説明に必要な気象資料及び被災原因の状況の説明に必要な資料

2 政令第 6 条第 1 項に規定する設計書には、次の図面等を添付するものとする。

(1) 平面図

縮尺 500 分の 1 ないし 3,000 分の 1 の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲について記載すること。

(2) 横断図

縮尺 100 分の 1 程度の実測図とし、既往最高潮位、既往最高波高、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面、被災時最高潮位、被災波高、地盤高及び東京湾中等潮位を記入すること。

(3) 縦断図

縮尺縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1 程度の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲内について記載すること。

(4) 構造図

縮尺20分の1ないし100分の1程度とすること。

(5) 写真

被害の状況を知ることのできる写真

(事業費目の内容)

第7 省令別記第3号様式の設計書に計上する工事費の各費目の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。
- (2) 付帯工事費 事業主体が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「付帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とし、当該付帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合（事業主体が直接施行する場合を除く。）においては、当該付帯工事の工事費（測量及試験費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、営繕費並びに工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。
- (3) 測量及試験費 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
- (4) 用地費及補償費 工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によつて損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
- (5) 船舶及機械器具費 工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又は据付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
- (6) 営繕費 工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収又は借料とする。
- (7) 工事雑費 工事の現場事務に必要な賃金需要費（消耗品費、印刷製本

費、光熱水料等をいう。)、役務費(通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料(登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料(土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。)並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費(社会保険料)等とする。

- 2 政令第4条第1項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な職員の給料、職員手当(退職手当を除く。)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料等をいう。)、役務費(通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料(登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料(土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。)並びにこの費用から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の共済費(社会保険料)等とする。

第8 削 除

第9 削 除

(工事雑費)

- 第10 工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い当該工事費(工事雑費を除く。)に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 直営施行に係る工事費 1,000分の40
- (2) 請負施行に係る工事費 1,000分の15

第11 削 除

第11条の2 削 除

(主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費)

- 第12 政令第4条第2項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」は、次の各号に定める工事(次項に定めるものを除く。)の費用とする。

- (1) 海岸が被災して、通常の状態における海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事、この場合、「通常の状態」の判断に当たっては、朔望平均満潮面に1.5メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪を勘案して行うものとする。なお、仮締切工、もり土のかさ上げは施行時期を考慮して「通常の状態」を超えない範囲において決定するものとする。
- (2) 海岸が被災し、次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接

する一連の施設又は当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

- (3) 地すべり防止施設が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事

この場合、「通常の状態」の判断に当たっては、警戒水位（警戒水位の定めのない場合は、河岸高の5割程度）を勘案して行うものとする。

- (4) 地すべり防止施設が被災し、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第7条の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることを適当と認めるもの。

- 2 前項の規定により除かれる工事は、前項第1号から第4号までに掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）で、復旧工事費が都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては60万円に満たないものとする。

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱い）

第13 政令第4条第2項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第7条の規定による事業費の決定前に施行した応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される額とする。

ア $A < B$ の場合は、 A とする。

イ $A > B$ の場合は、 B とする。

A …… 施行済応急工事のために現実に要した費用の額

B …… 政令第6条第2項の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計単価又は歩掛りにより施行済応急工事費に要する費用を算出した場合の当該算出額

- (2) 応急仮工事により、新設若しくは改修された仮締切工、欠壊防止工が被災し、又は、当該応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分又は手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は次の各号に掲げるものを除き、原則として応急工事費としない。

- ア 当該工事が復旧工事の一部となるもの
 - イ 当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの
 - ウ 当該施設に係る当該工事を早急に施行しなければならない場合で、次の（ア）から（ウ）までの１に該当するもの
 - （ア） 当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合
 - （イ） 復旧工事のしゅん工までに長時間を要する場合
 - （ウ） 原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合
- (3) 法第 7 条の規定による事業費の決定前に着手した工事のうち適当でないと認める工法で施行中のもの又はしゅん工したものについては、原則として適当と認める工法に変更させるものとし、これによつて生ずる手もとりに要する費用は、応急工事に含めないものとする。
- 2 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合には、第 1 号の額が第 2 号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。
- (1) 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用と当該材料を復旧工事に使用するために必要な除却及び運搬に要する費用の合計額
 - (2) 復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用
（国庫負担率）

第14 国庫負担率は、その年の12月31日現在において地方公共団体ごとに、別に定める様式により算定するものとする。

（設計の変更）

第15 都道府県知事等は、政令第 6 条の 2 の規定による災害復旧事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害復旧事業全体設計書（様式は省令第 3 条の規定による設計書の様式に準ずる。）この規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た災害復旧事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、災害復旧事業全体設計変更協議書（様式第 2）に災害復旧事業変更全体設計書（様式第 3）、その他変更理由を明らかにする書類を添え、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 政令第7条第1項に規定する「軽微な変更」とは、農村振興局長が別に定める範囲内で行う労務、資材単価又は歩掛りの変更に伴う各工事箇所 of 既定事業費の変更のほか、次の各号に掲げる変更で、各工事箇所について当該変更による工事費の増減が、当該工事箇所における既定事業費の30パーセント以内で、かつ、1,000万円以下のものをいう。

- (1) 違算又は誤測の訂正に係る変更
- (2) 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち工法に変更のないもので、次に掲げる変更
 - ア 延長の増減の20パーセント以内で、かつ、15メートル以内の変更
 - イ 法長又は断面のみの変更
- (3) 次に掲げる変更で、工事に著しい変化を生じないもの
 - ア 蛇かごの網目の変更
 - イ 杭打工事の杭木の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管の基礎杭並びに地すべり防止施設の抑止杭に係るものを除く。）
 - ウ 根固めブロック又は法覆ブロックの形式、重量、控え長等の変更
 - エ 推定された岩盤が存在せず、若しくはぜい弱であるため、岩着工法をコンクリート基礎工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したためコンクリート基礎工法を岩着工法とする変更
 - オ 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更
 - カ 石積工事又は石張り工事等における築石の控え長と裏込めコンクリート厚との相互間の変更
- (4) 次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの
 - ア 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
 - イ 土の変化率の変更による土量のみの変更
- (5) 次に掲げる変更で工事の程度に変化を生じないもの
 - ア 人力土工を機械土工とする変更
 - イ 現場打コンクリートにかえ生コンクリートを使用するための変更

（事業の廃止報告）

第16 政令第7条第3項に規定する事業の廃止以外の廃止については、省令第7条に準じ、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（うち未成及びうち転属）

第17 政令第3条の規定により、新たに生じた災害による災害復旧事業に併

せて1の災害復旧事業として施行される未着工又は未施行の工事の工事費（以下発生の年を同じくするものについては「うち転属額」といい、発生
の年を異にするものについては「うち未成額」という。）は、当該工事に
係る決定工事費から新たな災害発生時における既施行の工事の出来高を控
除したものとする。

- 2 前項の既施行の工事の出来高は、請負施行の場合にあつては、特別の定
めがある場合を除き、実施設計額のうちの出来高に請負額と当該実施設計
額との比率を乗じて得額とするものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、災害復旧事業の施行中に新たな災害が生
じた場合における工事費の取扱方法は、別記第1のとおりとする。
- 4 災害復旧事業と他の災害復旧事業又は災害復旧事業以外の事業（以下別
記第2において「他の事業」という。）との合併施行中に手もどりを生じ
た場合における災害復旧事業の工事の出来高の算出方法は、別記第2のと
おりとする。

（工事費の精算）

第18 法第10条の規定による事業費のうち工事費の精算は、次の方法による
ものとする。

- (1) 工事費は、1つの災害復旧事業ごとに精算する。
- (2) うち未成額のある災害復旧事業の工事を施行した場合に、うち未成に
係る工事の精算額は、当該うち未成額に相当する額とし、新たな災害に
係る工事の精算額は、当該工事のしゅん工額からうち未成額を控除して
得た額とする。
- (3) うち転属額に係る災害復旧事業に対する国庫負担率と、新たに発生した
災害に係る災害復旧事業に対する国庫負担率が異なる場合において、当
該うち転属額のある災害復旧事業の工事を施行した場合の精算について
は、前号の規定を準用する。この場合において、前号中「うち未成額」
とあるのは「うち転属額」と、「うち未成」とあるのは「うち転属」と
読み替えるものとする。
- (4) 災害復旧事業と他の事業とを合併して施行した場合には、当該合併施
行に係る設計の変更の同意の際、工事費の精算方法について特別の条件
が付された場合を除き、当該合併施行に係る工事のしゅん工額を当該年
度に施行したそれぞれの工事の工事費に比例して精算する。ただし、他
の事業が工事費に工事雑費を含まない場合にあつては、災害復旧事業の
工事費は工事費から工事雑費を除いた額とする。

(5) 省令第8条第2項に規定する「機械器具の経済的使用年数」は、別記第3のとおりとる。

(書類等の経由)

第19 都道府県知事等は法、政令、省令、又はこの要綱の規定により、農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、地方農政局長（北海道及び札幌市にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

(委 任)

第20 この要綱に定めるもののほか、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定める。

別記第1

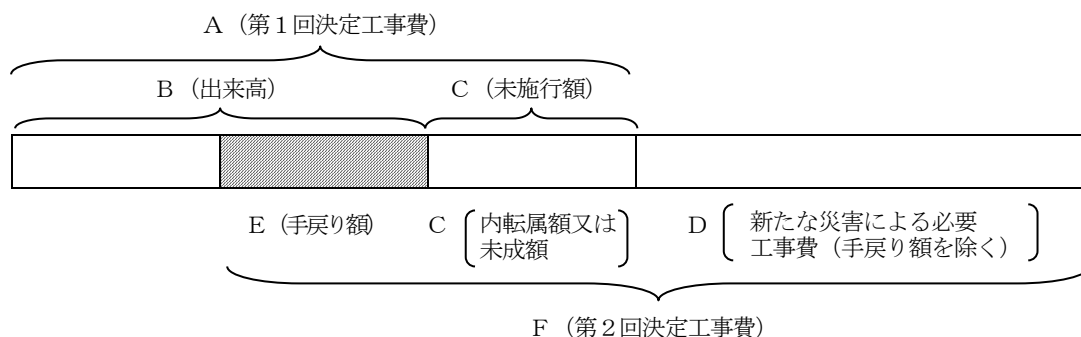
災害復旧事業を施行中に新たに災害が生じた場合における工事費の取扱方法

第1回災害

決定工事費	・・・・・・・・・・・・・・・・	A
既施行の工事の出来高	・・・・・・・・・・・・・・・・	B
未施行額	・・・・・・・・・・・・・・・・	$A - B = C$

第2回災害

新たな災害による必要工事費（手もどり額を除く）	・・・・	D
手もどり額	・・・・・・・・・・・・・・・・	E
決定工事費	・・・・・・・・・・・・・・・・	$C + D + E = F$
（うち未成額又はうち転属額		・・・・・・ C）



別記第 2

災害復旧事業と他の事業とを合併して施行中に
手もどりを生じた場合における災害復旧事業の
工事の出来高の算出方法

1. 単年度施行の場合

合併設計額	・ ・ ・ ・ ・	A
合併設計額のうち災害復旧事業の工事費	・ ・ ・ ・ ・	B
合併設計額のうち他の事業の工事費	・ ・ ・ ・ ・	C
合併設計額の請負額	・ ・ ・ ・ ・	D
合併設計額のうち出来高	・ ・ ・ ・ ・	E
災害復旧事業の工事の出来高	・ ・ ・	$E \times \frac{B}{A} \times \frac{D}{A} = F$

2. 施行が 2 箇年以上にわたる場合

災害復旧事業の工事のうち前年度までの出来高	・ ・	G
当該年度実施設計額	・ ・ ・ ・ ・	H
当該年度実施設計額のうち災害復旧事業の工事費	・	I
当該年度実施設計額請負額	・ ・ ・ ・ ・	J
当該年度実施設計額のうち出来高	・ ・ ・ ・ ・	K
災害復旧事業の工事の出来高	・ ・ ・	$G + K \times \frac{I}{H} \times \frac{J}{H}$

別記第 3

経済的使用年数（省略）

様式第 1

災 害 概 要 報 告 書

注 この災害概要報告書は、省令第 2 条の規定（別記第 1 号様式）による
海岸又は地すべり防止施設災害状況報告書の様式に準ずるものとし、次
の事項を明記すること。なお、災害状況報告書の「1 被害箇所及び被
害金額」の表に備考欄を設け、各市町村における調査の進捗状況（被災
範囲の〇割調査済、調査完了等）を記載すること。

1	災害原因（暴風、高潮等）	観測所名	
	日 雨 量	○ ○	○○mm
	連 続 雨 量（ 日～ 日）	○ ○	○○mm
	風 速	○ ○	○○m/sec
	潮 位	○ ○	○○m
	波 高	○ ○	○○m
	台風の中心示度	○ ○	○○hPa

2 措置

- (1) 海岸又は地すべり防止施設管理者のとした措置
- (2) 国に対する要望事項

様式第 2

年災害復旧事業全体設計変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事（指定都市の長）氏 名

年 月 日付け第 号をもって決定の通知があった災害復旧事業について、別紙のとおり変更したいので同意されたく（又は変更したいので）海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第 15 第 1 項の規定により協議します。

別紙 1

年災害復旧事業費増減表

（単位 千円）

区 分	査 定 額		前回までの 変更改訂額		今 回 変 更 増減（△） 額		今回変更改訂額		摘 要
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	
〇〇〇〇施設 〇 〇 関 連 計	A		B		C=B-D C=A-D		D		

別紙 2

年災害復旧事業変更地区別一覧表

海岸又は地すべり防止施設

工事 番号	所 在 地			事 業 主体名	工種	数量	査定額	変 更 経 過				今 回 変 更 協議額	増 減 (△)	変 更 理 由
	郡市	町村	字					回 数	同意額	年月日	番 号			
							千円		千円			千円	千円	

- 注 1 この表は、年災別に作成すること。
- 2 増減（△）は、前回までの最終変更同意額と今回変更協議額との差額を記入すること。
- 3 第3項の規定による報告の場合は、本表の添付を要しない。

様式 3

平成 年災害復旧事業変更全体設計書

注 この変更全体設計書は、災害復旧事業全体設計書の様式に準ずるものとし、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

Ⅲ－３ 海岸及び地すべり防止施設 災害復旧事業査定要領

	昭和40年 9 月 10 日	40農地D第1138号
改正	昭和47年 5 月 15 日	47農地A第 816号
	〃 昭和47年 8 月 1 日	47農地D第 530号
	〃 昭和53年 7 月 5 日	53構改A第1092号
	〃 昭和54年 3 月 30 日	54構改D第 206号
	〃 昭和54年 5 月 29 日	54構改D第 364号
	〃 昭和59年 9 月 14 日	59構改D第 949号
	〃 平成10年12月10日	10構改D第 166号
	〃 平成12年 4 月 1 日	12構改D第 286号
	〃 平成13年 1 月 5 日	12構改A第 961号
	〃 令和 2 年 3 月 30 日	元農振 第3685号
	〃 令和 3 年 4 月 1 日	2 農振 第3587号
	〃 令和 4 年 4 月 1 日	3 農振 第2937号

（農地局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（趣 旨）

第 1 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号。以下「省令」という。）、並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年 9 月 10 日付け農地D第1140号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により行うものとする。

（災害原因の調査）

第 2 災害原因の調査については、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとし、併せて被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

- (1) 降雨については、最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的变化及び地域的分布状況。
- (2) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等。
- (3) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等。
- (4) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係。

- (5) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係。
- (6) 地すべりについては、降雨量、地すべりの生じた区域及び地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況。
- (7) 地震については、震度、震源地等。

（他の事業の計画区域内の災害）

第3 海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実にみこまれるものに限る。以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、被災後の状況を勘案して他の事業の計画を検討の上、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 他の事業計画に包含される在来施設が被災した場合においては、他の事業完成までの必要最小限度の工法によるものとする。
- (2) 他の事業によりしゅん工し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業によりしゅん工した完成断面を対象として採択することができる。

（兼用工作物及び他省庁との関係ある施設に係る災害）

第4 農林水産省所管の他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設（海岸法第40条第1項第3号及び第4号に掲げるものに限り他省庁所管の施設（農林水産省所管の海岸法第40条第1項第2号に掲げる区域に係るものを含む。以下同じ。）と効用を兼ねるものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イに規定するもの）（以下「兼用工作物」という。）並びに他省庁（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）と関係のある施設に係る災害復旧事業に採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 兼用工作物に係る災害復旧事業については、最大の効用を有する海岸保全施設又は地すべり防止施設の工種に係る災害復旧事業とする。
- (2) 他省庁所管の施設と効用を兼ねる施設に係る災害復旧事業の採択は、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について（昭和30年8月16日付け建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号）」の定めるところによるものとする。
- (3) 他省庁と関係ある施設に係る災害復旧事業の採択に当たっては、申請者に関係部局との間において協議させ、農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業として協議が整ったものについては、当該部局長の承認書を

政令第6条に定める申請書に添付して提供させ、それを確認の上採択することとし、協議が整わないものについては保留とする。

(過年災害等との重複採択防止)

第5 査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した過年災害箇所は当年災害箇所と重複して採択することのないように、耕地出張所（土地改良事務所、地方事務所等）ごとに過年災害箇所又は当年災害箇所未着手のものについては、管内図又は国土地理院刊行の地図（縮尺5万分の1）に地区番号及び箇所番号を記入したものを、なお必要がある場合は設計書、写真等を提出させ、重複申請の有無を調査しなければならない。

(うち未成額及びうち転属額の算定等)

第6 要綱第17のうち未成額及びうち転属額の算定については、会計検査院又は総務庁の検査又は監察の結果「設計過大」、「改良工事」等の指摘を受け、農林水産大臣が不用額として処置することを命じた箇所が新たに被災した場合には、うち未成額又はうち転属額は当該不用額を差引いた額とする。

2 前項の不用額については、査定設計書の鏡及び目論見書の摘要欄にその旨明記するものとする。

(失格及び欠格)

第7 失格又は欠格（表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称するという。以下同じ。）とした場合には査定設計書の鏡に次の表により失格又は欠格の理由の名称を明記するものとする。

番号	理由の名称	理 由
1	失 格	法第6条第1項第1号によるもの
2	被害の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第2条第1項に該当しないと認められるもの
4	過 年 災 害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前 災 処 理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別 途 施 行	別途施行の工事により復旧の目的を達したと認められるもの又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの
7	重 複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されるもの
8	対 象 外 施 設	法第3条に該当しない施設に係るもの
9	所 管 外 施 設	国土交通省、農林水産省（林野庁又は水産庁）が

10	被害小	所管する施設に係るもの 被害僅少にして機能残存し直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの
11	経済効果小	法第6条第1項第2号によるもの
12	維持工事	〃 第3号 〃
13	設計不備	〃 第4号 〃
14	施行粗漏	〃 第4号 〃
15	維持管理不良	〃 第5号 〃
16	埋そく	〃 第6号 〃
17	天然海岸	〃 第7号 〃
18	工事中災害	〃 第8号 〃
19	小規模施設	〃 第9号 〃

(緊急順位)

第8 採択した工事箇所については、次に掲げる緊急順位表の基準により当該工事の緊急度を現わす順位を決定し、査定設計書の鏡に明記するものとする。

緊急順位表

順位	事 項
A	① 破堤箇所で重大な被害を与えているもの ② 地すべり防止施設の破壊又は埋没箇所で重大な被害を与えているもの
B	① 破堤箇所でA以外のもの ② 堤防の欠壊箇所で放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれのあるもの ③ 堤防前面の海浜が流失した箇所で重大な被害を与えるおそれのあるもの ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えているもの ⑤ 地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの
C	① 堤防の欠壊箇所で破堤のおそれのあるもの ② 堤防前面の海浜が流失した箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ③ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ④ 地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所で放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの
D	① 堤防の欠壊箇所で早急に破堤するおそれのないもの ② 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置しても重大な被害を与えるおそれのないもの ③ 突堤のみの工事箇所

	④ その他これ等に類するもの
--	----------------

(査定計画)

第9 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には、当該災害に係る都府県知事（当該事業が地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第252条の19第1項の指定都市〔以下「指定都市」という。〕に係るものにあつてはその長。以下同じ。）及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第1）を農村振興局長に提出するものとする。

(査 定)

第10 査定は原則として実地により行うものとするが、申請額が1,000万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場合には写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

- 2 査定を実施した箇所については、査定の結果を査定票（様式第2）に表示し、設計書に添付するものとする。
- 3 資料不備等により査定することができない場合は、次回まわしとすることができる。

(査定調書の提出)

第11 地方農政局長は、海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業の査定を実施した場合には、遅滞なく、査定調書（様式第3）を農村振興局長に提出するものとする。

(復旧工法)

第12 復旧工法は、被災の原因、被災前の原形及び隣接の施設等を検討の上、従前の効用を復旧する程度にとどめ、技術的に程度超過とならないよう次の事項に注意して決定するものとする。

(1) 原形復旧

法第2条第2項に規定する「原形に復旧すること」とは、被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

(2) 原形に復旧することが不可能な場合

法第2条第2項に規定する「原形に復旧することが不可能な場合にお

いて当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること」とは、原形に復旧することが不可能な場合において被災前の位置に、被災施設の従前の効用を復旧するため、次に掲げる工事を施行することをいう。

ア 原形の判定が可能な場合

(ア) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀〔てい〕線の移動その他の地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長若しくは延長を増加し、根継ぎをし、陥没した沈下量のかさ上げをし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を変更して施行する工事若しくは根固工、突堤工、消波工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事

(イ) 天然の海岸が欠壊したため背後地の農地等に被害を及ぼした場合又はそのおそれが多い場合における堤防、護岸又は突堤等を新設する工事

(ウ) その他（ア）及び（イ）に掲げるものに類する工事

イ 原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に適応した工法により施行する工事

(3) 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合

法第2条第3項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること」とは、つぎに掲げる工事を施行することをいう。

ア 原形に復旧することが著しく困難な場合

海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀〔てい〕線の移動その他地形、地盤の変動のため、又はその被災施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事又はこれらに類する工事

イ 原形に復旧することが著しく不適当な場合

(ア) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀〔てい〕線の移動その他地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固

- 工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事
- (イ) 地すべり防止施設が被災し、その被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そくし、又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、当該施設の近傍に土砂止めえん堤等を新設する工事
- (ウ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪収れん部又は溪流の水衝部になったため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事
- (エ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が海岸の波浪収れん部又は溪流の水衝部でなくなり、かつ、再び海岸の波浪収れん部となるおそれがないため、その施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (オ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、地すべり等を対象として施行する必要最小限度の工事
- (カ) 海岸又は地すべり防止施設が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該災害を与えた高潮、波浪及び地すべり等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において海岸にあっては、「広範囲にわたって被災しその程度が激甚{じん}」とは、堤防又は護岸等の欠壊した区間（原則として有堤部にあっては平均水面（法尻が平均水面以上にある構造物にあっては法尻）から天端まで、無堤部にあっては有堤部に準じた部分がすべて欠壊した区間）の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の8割程度以上の場合をいうものとし、地すべり防止施設にあっては、海岸の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいう。
- (キ) 海岸が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として行う水たたき工、被覆工等を新設する必要最小限度の工事

(ク) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事

(ケ) その他 (ア) から (ク) までに掲げるものに類する工事

2 前項による復旧工法の決定に際し、自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

(保 留)

第13 災害復旧事業の査定に当たり、当該事業が次の各号の1に該当する場合は、採択を保留するものとする。

- (1) 1箇所の決定見込金額（うち未成額を含む。）が4億円以上となる場合
- (2) 災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
- (3) 他の関係省庁その他と協議を要する場合
- (4) 手直し工事若しくは補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合

2 保留箇所については、地方農政局長は保留箇所別調書（様式第4）を作成し、査定終了後15日以内に農村振興局長に報告しなければならない。

様式第 1

県 名	被害発生 年 月 日	査定期別	災 害 概算申請		査 定 期 間 自年 月 日 至年 月 日	調査官 班 数	調 査 官 氏 名	備 考
			箇所数	金 額				
			ヶ所	千円				

注 1 本表は、災害種類別及び発生期間ごとに分類して作成の上報告すること。

2 査定期間別欄には、同一都道府県に対し査定を 2 回以上にわたって実施する場合は、1 次査定、2 次査定等に区分して記入すること。

3 調査官氏名欄には、主任査定官を明記すること。

様式第 2

査 定 票

工事番号

査定年月日

年 月 日

実地査定、机上査定

区 分	工 種	緊急順位	事 業 量	事 業 費	うち未成額 (転属額)	差 引 額	備 考
申 請				千円	千円	千円	
査 定							

査定内容

- 注 1 査定内容には、査定のときに指示した事項又は失格、欠格、理由の名称その他必要な事項を記入すること。
- 2 保留箇所については、仮査定額を計上すること。
- 3 災害関連事業については、事業量及び事業費（現地調査額）を（ ）外書で記入することとし、備考欄に採択理由（採択基準第 何項第何号等）を明記すること。
- 4 うち未成額、うち転属額のある箇所については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

調査官 農林水産技官（内閣府技官） 氏 名
立会官 財務事務官（内閣府事務官） 氏 名

様式第 3

(負担法)

災害復旧事業及び災害関連事業査定調書 (第 次)

〇〇県 (都道府)

自 年 月 日

査定期間

至 年 月 日

主任査定官 ○ ○ 農政局農林水産技官
(沖縄総合事務局内閣府技官)

主任立会官 ○ ○ 財務局財務事務官
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

第 1 表

査 定 地 域 一 覧 表

都 市 名	町 村 名	査定官氏名	立会官氏名	県担当者氏名	備 考

第2表 災害名（ ）：災害復旧事業査定総括表

区 分		申 請 額					査 定 額					備 考
		箇所	数量	金 額	うち未成 (転属)	差引額	箇所	数量	金 額	うち未成 (転属)	差引額	
今 回 の 査 定	決 定		箇所 (m)	千円	千円	千円		箇所 (m)	千円	千円	千円	
	保 留											
	計											

注1 本調書は、災害種類別及び発生時期ごとに作成すること。また、災害名の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。

2 決定分について、査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第3表

災害名（ ）：災害復旧事業及び査定総括表（第 次）

〇〇県（都道府）

区 分		申 請 額					査 定 額					備 考
		箇 所	数 量	金 額	うち未成 (転属)	差引額	箇 所	数 量	金 額	うち未成 (転属)	差引額	
県 工 事	内 地		箇所 (m)	千円	千円	千円		箇所 (m)	千円	千円	千円	
	離 島											
	小 計											
市町村工事	内 地											
	離 島											
	小 計											
計	内 地											
	離 島											
	合 計											

- 注 1 査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。
- 2 備考欄に離島名を記入すること。
- 3 災害名の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。

第4表

離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 内 災 害 調 書

県市町村別	申 請		決 定		備 考
	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	
県 ○ ○ 計		千円		千円	

- 1 うち未成額又はうち転属額を控除したものを記載すること。
- 2 決定の金額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第5表

災害復旧事業箇所別調書

都道府県（市町村）名

工事 番号	区 域名	指定 状況	郡市町村字名	申 請						査 定						備 考
				工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	
						箇所 (m)	千円	千円	千円			箇所 (m)	千円	千円	千円	
			計													
			計													
			合計													

注1 工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に一連番号により記載すること。

2 工種欄には、海岸にあっては堤防、護岸、胸壁、樋門等、地すべり防止施設にあっては擁壁、杭打、排水、集水井等のうちその箇所の代表的なものを一つ記入すること。

3 指定状況欄には、海岸保全又は地すべり防止区域指定済のものは指定年月日及び番号を、指定予定のものは予定と備考欄に記入すること。

4 失格及び欠格のものは、その該当項目を備考欄に記入すること。

5 査定の結果二箇所以上を統合したときは、備考欄に統合した番号又は統合された番号をそれぞれ記入すること。

6 保留となったものは、決定欄に仮決定額を記入すること。

7 地すべり防止工事にあっては実施名、地区名、実施年度等を備考欄に記入すること。

8 災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号）」を記入すること。

9 うち未成及び転属の箇所については、備考欄に災害名及び工事番号を記入すること。

10 査定の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記入すること。

保留箇所別調書

主任査定官	〇〇農政局 (沖縄総合事務局)	農林水産技官 (内閣府技官)	氏	名
調 査 官	〇〇農政局 (沖縄総合事務局)	農林水産技官 (内閣府技官)	氏	名
主任立会官	〇〇財務局 (沖縄総合事務局)	財 務 事 務 官 (内閣府事務官)	氏	名
立 会 官	〇〇財務局 (沖縄総合事務局)	財 務 事 務 官 (内閣府事務官)	氏	名

III— 92

- 注1 本表は、保留箇所ごとに一葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定票、仮査定設計書、添付図面及び被害写真等の資料を添付すること。なお、当該施設の被災状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。
- 2 被災状況・・・・・・・・被災施設の略歴、被災原因及び状況を簡記すること。
- 3 工事概要・・・・・・・・工事の内容が判明できるよう具体的にその概要を記入すること。なお、申請工法と仮決定工法が同一である場合においては仮決定欄に「申請に同じ」とのみ記入する。
- 4 金 額・・・・・・・・申請又は仮決定した災害復旧工事費を記入するが「うち応急」「うち未成」（うち転属のときは「うち転属」と別に表示して記入すること。）等の記入を怠らないこと。なお、関連工事が付随する場合は、その調査額を災害復旧工事に準じて記入すること。
- 5 問題点・・・・・・・・保留となった問題点を詳細に列挙するほか保留事由に係る法令、査定要領等の条項を必ず明記すること。
- 6 査定官意見・・・・・・・・問題点に対する査定官の意見を具体的に列挙して記入すること。
- 7 立会官意見・・・・・・・・問題点に対する立会官の意見を具体的に、かつ、査定官意見と対比できるよう列挙して記入すること。

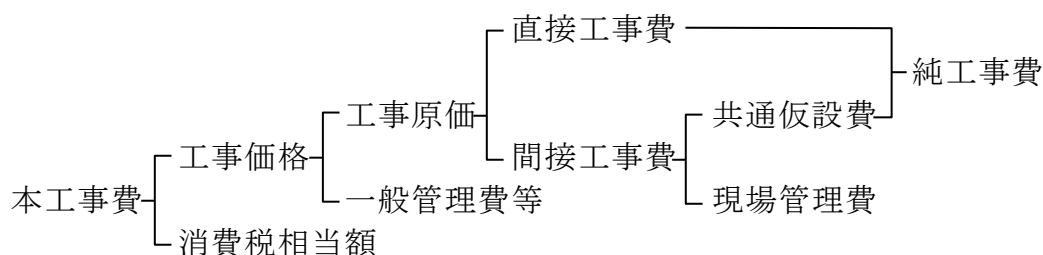
Ⅲ－４ 海岸及び地すべり防止施設災害 復旧事業設計書作成要領

	平成５年６月１６日	５ 構改Ｄ第 ４２２号
改正	平成６年６月１日	６ 構改Ｄ第 ３１３号
〃	平成７年９月２１日	７ 構改Ｄ第 ７１３号
〃	平成８年４月２３日	８ 構改Ｄ第 ２７９号
〃	平成９年７月１日	９ 構改Ｄ第 ４９４号
〃	平成１０年５月１１日	１０ 構改Ｄ第 ３４８号
〃	平成１１年５月３１日	１１ 構改Ｄ第 ４１６号
〃	平成１２年４月１日	１２ 構改Ｄ第 ２５７号
〃	平成１３年４月１０日	１２ 農振 第２０９０号
〃	平成１６年５月２４日	１６ 農振 第 ４６３号
〃	平成１７年６月２０日	１７ 農振 第 ４５５号
〃	平成２０年８月１１日	２０ 農振 第 ７６７号
〃	平成２１年６月２９日	２１ 農振 第 ７６６号
〃	平成２４年８月３日	２４ 農振 第１１６２号
〃	平成２６年６月１９日	２６ 農振 第 ８２６号
〃	平成３０年８月２０日	３０ 農振 第１５１１号
〃	令和元年８月８日	元農振 第１１７３号

（構造改善局長から各地方農政局長，沖縄総合事務局長，北海道知事あて）

（本工事費の構成）

第１ 要綱第７第１項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。



（各費目の積算基準）

第２ 設計書に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第７及び第１０に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１） 本工事費（請負施行の場合）

イ 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材

料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

(イ) 労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年4月16日政令107号）第6条第2項に基づき同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛りにより積算することができる。

(ロ) 材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

(ハ) 機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和58年2月28日58構改D第147号構造改善局長通知）」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について（昭和58年2月28日58構改D第148号構造改善局長通知）」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

(ニ) その他

イ) 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

二) 産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

ロ 共通仮設費

共通仮設費の算定は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農村振興局長通知）」に基づき行うものとする。

ハ 現場管理費

現場管理費の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ホ 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

ヘ 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

(2) 測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

(3) 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械

器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

(4) 営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、ロ）からニ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前において算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ）工事費が1,000万円以下の場合1,000分の50

ロ）工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 1,000分の40

ハ）工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合 1,000分の30

ニ）工事費が10,000万円を超える場合1,000分の20

(5) 工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ 工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの）……………（ア）

用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）
＋船舶及び機械器具費＋営繕費……………（イ）

工事雑費＝（ア）×15／1,000＋（イ）×40／1,000

ロ 工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）
＋用地及び補償費＋営繕費……………（ウ）

工事雑費＝（ウ）×40／1,000

（本要領によらないことができる工事）

第3 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適当又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

（災害復旧事業の工事費の判定について）

第4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法第97号）第6条

第1項に規定する災害復旧事業の工事費（都道府県及び指定市においては120万円以上、その他市及び町村においては60万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費により行うものとする。

Ⅲ－５ 海岸及び地すべり防止施設災害 復旧事業の査定に関する了解事項

昭和40年 9 月 10 日
改正 昭和47年 8 月 1 日
〃 昭和59年 9 月 14 日
〃 平成10年12月10日
〃 平成12年 4 月 1 日

(農地局建設部長から、各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

(一定計画)

1 一定計画で施行する災害復旧事業の取扱いについて

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年 9 月 10 日付け農地 D 第1138号。以下「要領」という。）第12条第 1 項第 3 号イの（カ）の規定により被災箇所を含む区間の全体にわたり、一定の計画で施行する災害復旧工事（以下「一定災」という。）を採択する場合は、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができるものであり、かつ、起点側及び終点側又は隣接部に悪影響を及ぼすものでないこととする。

(巻堤工又は水たたき工の採択)

2 要領第12条第 1 項第 3 号イの（キ）において、被災箇所を新たに巻堤工又は水たたき工で採択する場合は、次の点に注意して採択しなければならない。

- (1) 明らかに越水又は越波により被災したもので背後地に被害を与えている場合に限ること。
- (2) 被災箇所の起点側及び終点側の既設施設と技術的に調和のとれる工法で採択すること。

(他事業計画区域内の災害)

3 要領第 3 に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア 他の事業の予算が確定している場合には当該年度の工事が着工するまでに必要な最小限度の工法によるものとする。ただし、他の事業の工事施行中の手もどりとなるものについては、すべて災害復旧事業の

対象としない。(参考図例 1)

イ 他の事業の計画区域内であっても、在来施設を利用することとして他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択する。(参考図例 2)

ウ 在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択することができる。(参考図例 3)

エ 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならない場合、又は利用することができなくなる場合は施行予定年度等を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。(参考図例 4)

オ 他の事業の計画区域内の在来施設を含む施設の被災が激甚で、地形、地盤等の変動が甚だしく、他の事業の計画を根本的に変更して施行する必要を生じた場合において、他の事業を中止し又は廃止し、災害復旧事業として採択することができる。

(2) 他の事業によりしゅん工し海岸保全施設としての機能を發揮している施設が被災した場合の取扱い。

ア 災害復旧事業として採択できるのはしゅん工部分についてしゅん工検査を完了しているものに限る。(参考図例 5)

イ 完成した断面が暫定断面であつても基幹的な部分が完成し、通常の状態のもとにおいては、海岸保全施設としての予定された機能を發揮している場合は、当該完成断面を限度として採択することができる。(参考図例 6)

ウ 1 期工事、2 期工事域いは 1 号工事、2 号工事等と工事期別等が区分されているものについては、各期別予定工事量が完了している場合は当該完了工事を限度として採択する。(参考図例 7)

(接続施設の工法と合わせる復旧)

- 4 要領第12第1項第3号イの(ク)の規定により、被災施設をこれに接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧する場合は被災施設の前後又は起点側及び終点側の接続施設が改修済み(接続施設が天然の河岸又は海岸であつて改修済みの施設と同等以上の効用を有している場合を含む。以下本項中において 同じ。)であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて一連の施設の効用が増大される場合とし、そ

の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該被災施設の前後又は起点側及び終点側の接続施設がいずれも改修済みである場合は採択できる。ただし、接続する施設の前後又は起点側及び終点側の規模、構造等が異なる場合は、いずれか低水準の施設を基準として工法を決定する。(参考図例 8)
- (2) 当該被災施設に接続する施設のいずれか一方の施設が改修済みであり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧することによって、当該被災施設を含む一連の施設の効用が増大される場合は採択できる。(参考図例 9)

(増破等の取扱い)

- 5 新たな被災部分を復旧するに要する費用が都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）に係るものにあつては120万円未満、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては60万円未満の場合には前災処理とし、その他の場合には、施行令第3条の規定により処理する。

(応急仮工事の被災)

- 6 応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施行の必要性、時期、方法等を慎重に検討の上、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用と合わせて採択することができる。

(位置変更後の原施設の増破)

- 7 原位置復旧に代えて、他の位置に復旧を決定（災害復旧事業費及び災害関連事業費の決定をいう。）した後における災害についての取扱いは、次のアまたはイによるものとする。

ア 原位置施設の増破災害について

(ア) 増破災害による災害復旧事業費は、他の位置で復旧する施設（以下「代替施設」という。）の災害復旧事業費には算入しない。

(イ) 代替施設が完了するまでに必要な最小限度の機能を維持するための復旧費は災害復旧事業費とする。

イ 代替施設予定地に災害が発生し、海浜の変化等により工事費に増減を生じた場合又は位置を変更する（原位置に復元する場合を含む。）必要を生じた場合は、新たな所要工事費を決定の際の災害復旧事業費と災害関連事業費との構成比率によりあん分して決定する。

(部分検査)

- 8 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年 9 月 10

日付け40農地D第1140号。以下要綱という。)第2の(2)の「部分検査」とは、事業全体は完成するにいたらないが、工事の各段階において出来形を確認するために行う次のアからエまでに掲げる検査等をいう。

ア 個々の工程が最終出来形となった場合において行う検査

イ 当年度予定工事が完成した場合において行う検査

ウ 一契約工事が完成した場合において行う検査

エ 一契約過程において行う中間検査

(他の事業の計画区域)

- 9 要領第3の「他の事業の計画区域」とは、他の事業の着手承認を得たもので、かつ、着手年度が明確な区域をいう。また、一部を着手した事業の全体実施設計には包含されていても、各工事の着工年度の不明確な事業にあっては、当該年度実施予定区域のみとし、その他は「他の事業の計画区域」と考えないものとする。

(合併事業費の変動)

- 10 他の事業（災害関連事業を含む。）と合併施行の事業に当初の設計を変更する事情が生じた場合には、災害復旧部分であることを確認の上、その変更増減額を認めるものとする。ただし、災害復旧事業と他の事業との負担区分が明確に区分できない場合には、その増減額を負担区分決定時点の割合であん分することが出来る。

(小規模な施設の直高)

- 11 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第6条第1項第9号に規定する「直高」とは、堤内地の堤防法尻から天端までの高さをいう。

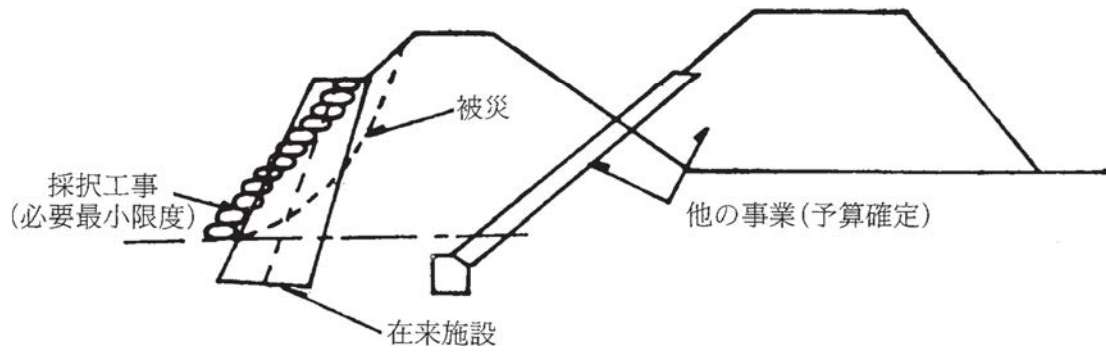
(自然環境の保全に配慮した工法の取扱い)

- 12 要領第12第2項にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

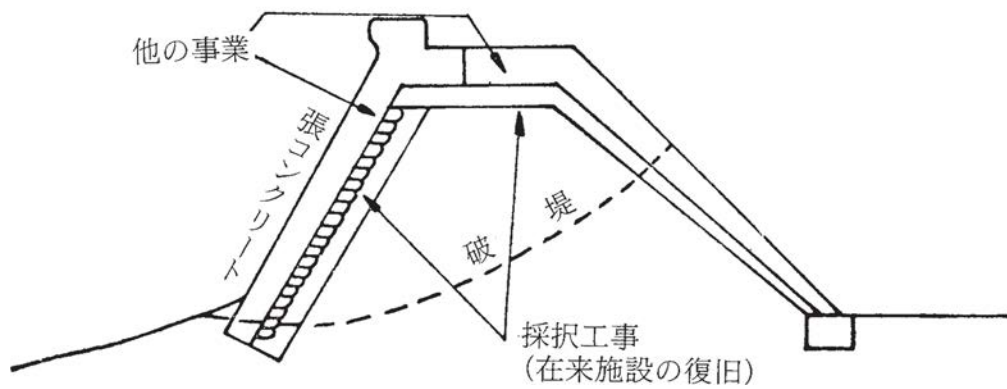
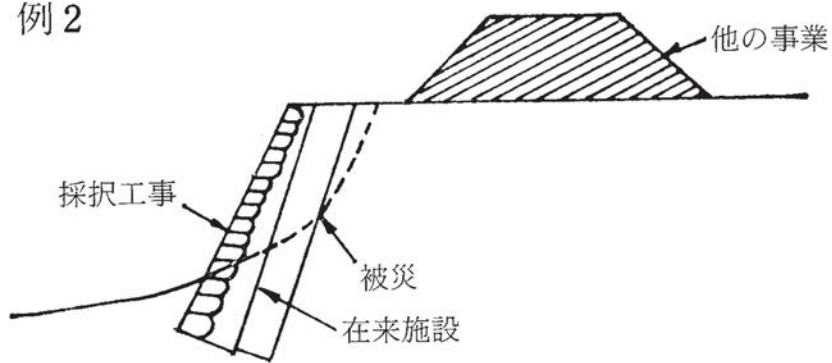
- (1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合。
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合。

(参考図)

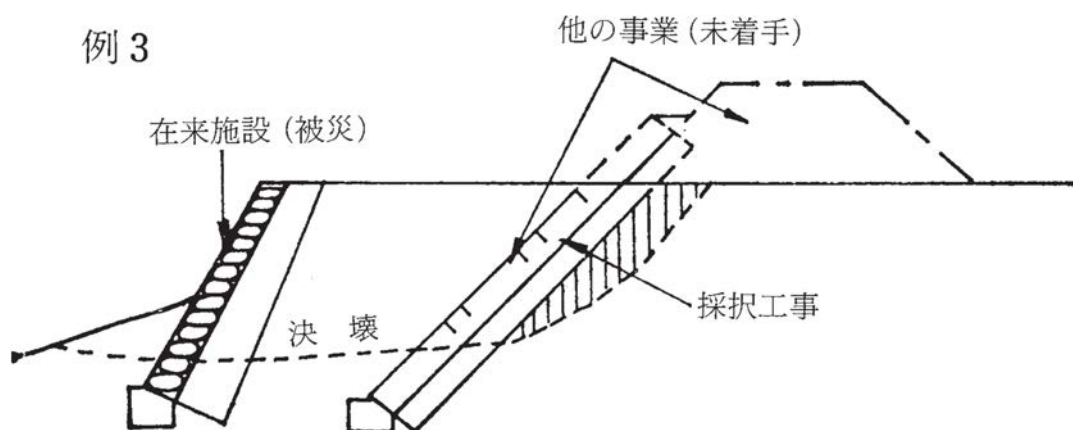
例 1



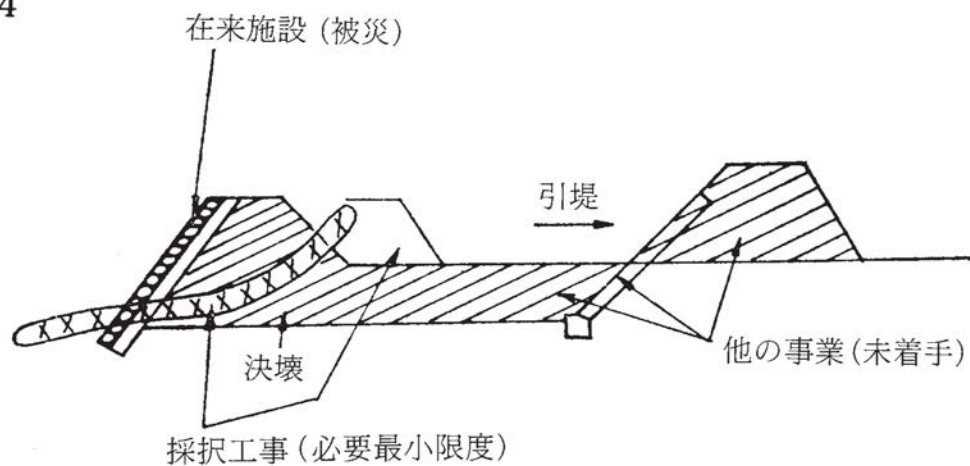
例 2



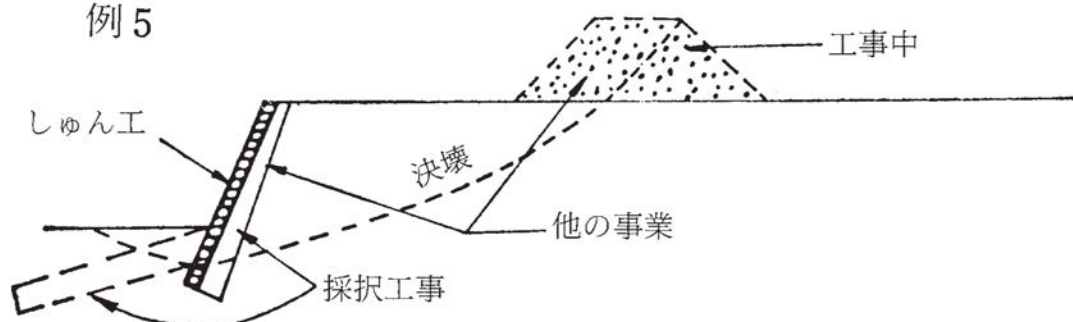
例 3



例 4

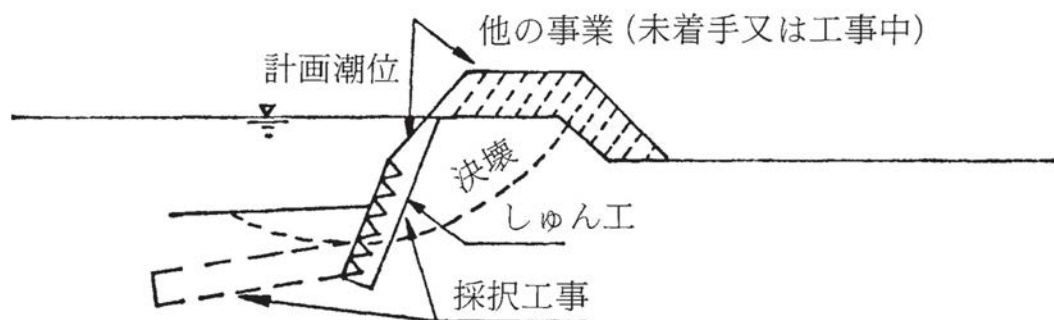


例 5



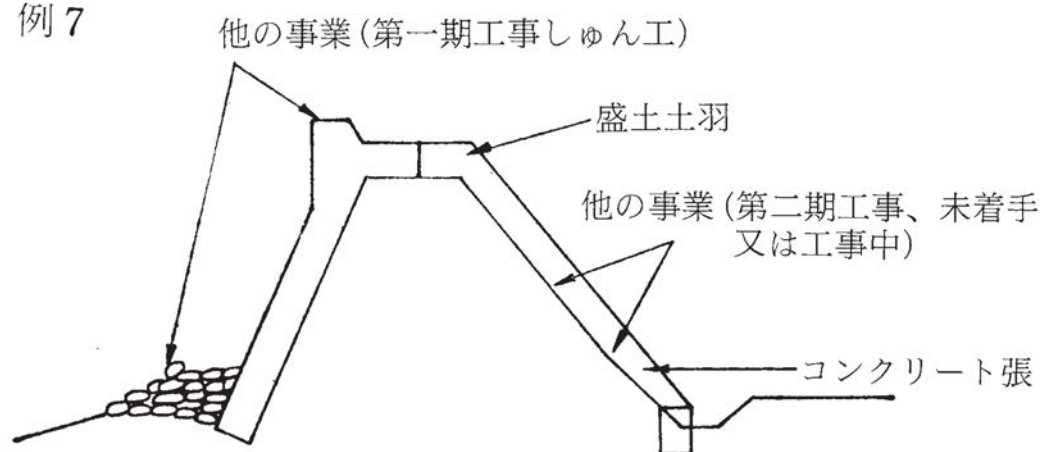
(しゅん工した護岸の災害復旧工事は採択する。ただし、他の事業の工事中の堤防の災害は他の事業の手もどり工事とする。)

例6



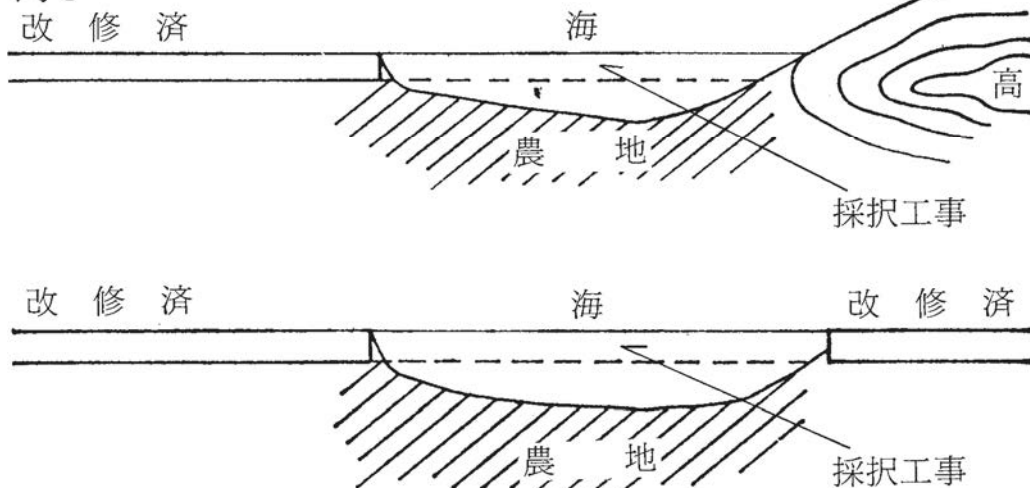
(計画潮位以上にしゅん工している場合のみ完成断面を対象として災害復旧工事は採択する。)

例7



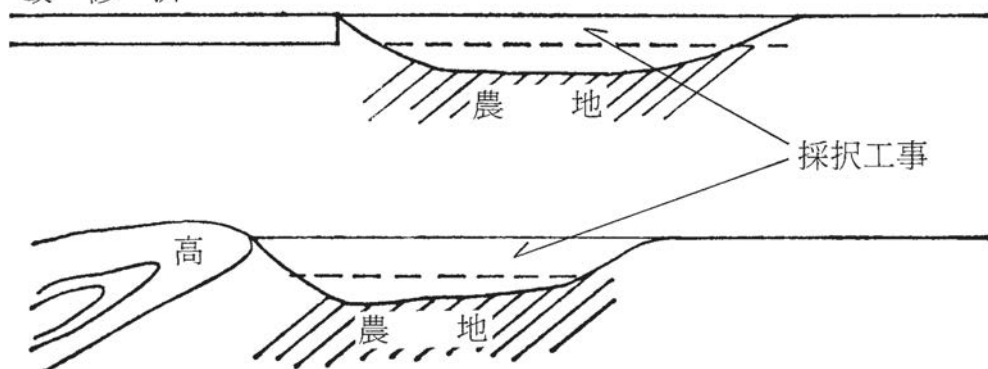
(一期工事としてしゅん工した堤防の災害復旧工事は採択する。)

例8



例 9

改 修 濟



Ⅲ－６ 海岸及び地すべり防止施設 災害復旧事業通知等

１ 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第 15 の規定による軽微な変更のうち構造改善局長が別に定める 労務、資材単価又は歩掛の変更について

昭和54年 5 月 29 日 54構改D 第365号
改正 昭和59年 9 月 14 日 59構改D 第950号
〃 平成10年 4 月 17 日 10構改D 第275号
〃 平成12年 4 月 1 日 12構改D 第257号

(構造改善局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱 (昭和40年 9 月 10 日
付け40農地D 第1140号農林事務次官依命通達)

第15第 2 項の規定による構造改善局長が別に定める労務、資材単価又は歩
掛の変更について、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令 (昭和26年政令第107
号。以下「施行令」という) 第 6 条第 2 項の規定により農林水産大臣に
協議し、同意を得た設計単価のうち、労務単価の1.3倍又は資材単価の
1.3倍に相当する金額以内の単価の変更とする。
- 2 施行令第 6 条第 2 項の規定により農林水産大臣に協議し、同意を得た
歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更とする。

２ 道路等の付属物及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業 の取扱について (抄)

昭和59年 9 月 14 日 59－20

(構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土
地改良課長、北海道農業水利課長あて)

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱 (昭和40年 9 月 10 日付け40農地
D 第1130号農林事務次官依命通達) 第 2 の改正等に係る災害復旧事業の取扱
いは別紙のとおりとしたので、御了知の上、その取扱いについては遺憾のな
いようにされたい。

(別 紙)

道路等の付属物及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱いについて（Ⅱ－7 道路等の附属物の取扱いは農地農業用施設災害復旧事業通知等 2－21 参照）

地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱いについて

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和59年法律第19号）の公布に伴い、新たに国庫負担の対象として追加された「地すべり防止施設」に係る災害復旧事業の取扱いは次のとおりとし、昭和59年4月27日以後に発生した災害に係るものから適用する。

(1) 地すべりによる災害の範囲

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1140号農林事務次官依命通達）第3第1項第4号に規定する「地すべりにより」とは、その災害原因が異常な天然現象のうち地すべりのみによる場合をいい、「一定のブロックが概成していない」とは、地すべり防止工事基本計画に基づき実施される一つの運動ブロックを対象とした地すべり防止工事が完了し、地すべりの停止が地下水位の観測等により確認できない場合をいう。

(2) 地すべりによる一定災の取扱い

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農林事務次官依命通達。以下「要領」という）第12第3号イ（カ）に規定する地すべり防止施設に係る一定災の採択に当たっては、当分の間、採択事例を把握する等のため、「保留」（要領第13）扱いとする。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担率の算定についての覚書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に伴い都道府県災害復旧事業費に対する国庫負担率の算定については、建設、運輸、農林の3省に関連があるので、算定事務については左記により取扱うものとして、ここに覚書を作成して交換するものとする。

昭和26年 5 月 19 日

建設次官

運輸次官

農林次官

記

- 1 都道府県災害復旧事業費に対する国の負担率、算定については、建設省において各省の提出する資料に基づき、取りまとめの事務を行なうものとする。
- 2 前項により負担率が定まったときは、建設省は遅滞なく各省に通知するものとする。
- 3 災害発生之年において、災害発生に伴い主務大臣が事業費を決定したときは、各省はその都度建設省に資料を提出し建設省はこれに基づき第1項の負担率算定の準備をするものとする。
- 4 本覚書に基づく事務を行なうため、各省は災害復旧事務担当者を定めて事務の迅速な連絡調整に当らしめるものとする。
- 5 本事務の施行にあたっては、各省は協力して事務の円滑な運営を期するものとする。 以上

4 公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定の様式について

平成13年 8 月 29 日

(国土交通省河川局長、国土交通省港湾局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省水産庁次長から知事あて)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第12条第1項第1号の規定により貴職において行う、国が市町村に対して交付する災害復旧事業の国の負担金の率を算定するための様式を別紙のとおり

定め、今後は、同号の算定及び当該算定に係る同条第2項の報告に当たっては、当該様式によることとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、通知する。

なお、昭和26年5月12日付建河発第151号、港管第859号、26水2916号で通知した「公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定について」は、廃止する。

第1表

事業費国庫負担額表 ②農林水産省分

(単位：千円)

地方公共団体名	一 般 分					離島、奄美及び小笠原分					激 甚 災 分					計				
	A					B					C					D				
	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率
計																				

- この表は、各省別、地方公共団体別の事業費と国庫負担額の内訳表である。作成は各省別に別葉とすること。
- 「C」欄には、激甚災害に係る特例国庫負担率の適用のある分について記入する。離島振興対策実施地域の災害復旧事業で激甚災害に係る特例国庫負担率の適用がある場合には「C」欄に上段外書として記入するが「D」欄では区別する必要はない。
- 「A」欄及び「B」欄は「C」欄に記入された激甚災害分以外の分である。
- 「工事費」の欄は、第2表の「A」欄の各省別の工事費を「A」「B」「C」の各欄に区分して記入する。
- 「D」欄の「事務費」の欄には、第2表の「B」欄の事務費をそれぞれ各省別の「D」欄の工事費の割合により按分し、当該按分後の合計額が按分前の金額に合致するよう四捨五入した額を記入すること。
- 各省別に按分された事務費を「A」「B」「C」欄の事務費に区分する場合にも前項と同様に按分により計算する。
- 国庫負担率欄には、一般分は第3表、第4表及び第5表によって算定された率を記入し、離島及び奄美群島分は一般分の率が0.800未満の場合は0.800と記入すること。
- 「計」欄の平均負担率は国庫負担額を事業費で除し、小数点以下第4位まで算出し四捨五入して第3位までを記入すること。
- 「A」「B」「C」欄の国庫負担額は、それぞれ事業費に国庫負担率を乗じて算出した額の100円未満を切捨てて記入すること。「D」欄の国庫負担額は「A」「B」「C」欄の国庫負担額の合計額である。

第2表

事業費算定表

(単位：千円)

地方公共団体名	工 事 費 A			事務費	事務費
	国土交通省	農林水産省	計	B	C
計					

- この表は、国庫負担率算定の基礎となる事業費を算定する表である。各省の公共土木施設の災害復旧事業について、法第7条により主務大臣が決定した工事費を取りまとめ、地方公共団体毎に事務費と事業費を算出する表である。
- 「A」欄は、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害で、国土交通省（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋、港湾、下水道、公園）及び農林水産省（海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、漁港）の各主務大臣が法第7条の規定により決定した工事費を記入すること。この場合いわゆる内未成及び内転属額を控除した金額を記入すること。
 なお、離島振興対策実施地域のある地方公共団体については、決定額を一般分と離島分に区分し、附表第7の「E」欄の一般分及び「D」又は「C」欄の離島分をそれぞれ記入すること。なお、当該地方公共団体の事業費が全額離島分である場合は地方公共団体名の頭に「○離」の符号をつけ内訳をつくる必要はない。
- 「B」欄には、施行令第4条第3項の規定により算出した事務費の金額を1000円未満を切捨てて記入すること。即ち工事費の総額を次の段階に区分してそれぞれの率を乗じて算定した額の合計額とする。

3億円以下の金額	100分の4.5
3億円を超え5億円以下の金額	100分の3.5
5億円を超え10億円以下の金額	100分の2.5
10億円を超え30億円以下の金額	100分の2
30億円を超える金額	100分の1.5

 なお、事務費を一般分と離島分に区分する場合は、この方法により算出した事務費をそれぞれの工事費の割合によりあん分し、あん分後の金額の合計額があん分前の金額に合致するよう四捨五入すること。なおあん分後の金額が両方とも500円になった場合は大なる工事費の方を切上げる（以下各表について同様である）。
- 「C」欄の事業費が第3表又は第4表の国庫負担率算定の基礎となる事業費である。
- 表の最終下欄に計を記入すること。以下各表について計は必ず記入すること。計は作成した表の検算、取りまとめ或は統計上の資料作成として後必ず必要となる数字である。
- 本表の違算は、とくに「B」欄の事務費に多い。即ち桁違いのそれである。この検算は、大部分の市町村の工事費が3億円以下であるので工事費の合計額に100分の4.5を乗じて検算する。

第 3 表

年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率算定表（単年災害分）

（単位：円）

地方公共 団体名	事業費 A	標準税 収 入 B	標準税収入の1/2迄 に該当する分（2/3 国庫負担額） C		標準税収入の1/2超 過 2 倍に該当する分 （3/4国庫負担額） D		標準税収入 の 2 倍を超 える分（4/4 国 庫 負 担 額） E	計 国 庫 負担額 F	国 庫 負担率 （F / A） G	$\frac{A}{B}$ H
			事業費	国 庫 負担額	事業費	国 庫 負担額				
計										

1 この表は、法第 4 条に基づく単年災害に該当する地方公共団体の国庫負担率を算定する表で、第 6 表「E」欄に「△」印のない地方公共団体について作成すること。

各欄の関連は次のとおりである。

A = C の事業費 + D の事業費 + E

F = C の国庫負担額 + D の国庫負担額 + E

2 「A」欄には、第 2 表の「C」欄の事業費を記入する。なお地方公共団体の組合又は港務局の事業費については第 5 表「E」欄の事業費をそれぞれ関係地方公共団体の事業費に含めて記入すること。

3 「B」欄には、法第 2 条第 4 項の標準税収入を記入すること。

4 「C」・「D」及び「E」欄には、それぞれ当該事業費及び当該事業費にそれぞれの率を乗じて得た国庫負担額の円未満を切捨てて記入すること。国庫負担額に円未満が生じるのは「C」欄のみで他の欄には生じない。「C」欄で 100 円以下の金額が生じる場合は 666 又は 333 となりそれ以外の数字は算出されない。

5 「G」欄には、「F」欄の国庫負担額を「A」欄の事業費で除したものを記入すること。この場合の率は、小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位は四捨五入して第 3 位までとする。合併市町村でこの表により算出した率と合併前の旧市町村ごとに算出した附表第 1 「E」欄の計「E'」の率とを比較して後者の率が大きな場合には前者の率を（ ）書とし後者の率を記入すること。実際には合併前の旧市町村ごとに算定した附表の率の方が高い場合が大部分である。

6 「H」欄には標準税収入に対する事業費の割合を記入すること。この場合の率は小数点以下第 3 位まで算出し、四捨五入して第 2 位までとすること。

7 本表の検算方法として「C」欄の国庫負担額については、当該欄の事業費の合計額に 3 分の 2 を乗じて国庫負担額を算出し、計欄の国庫負担額と比較した場合、各市町村の国庫負担額に円未満の端数があればその切捨てた額だけ計欄の国庫負担額は少なくなる。「D」欄の国庫負担額については当該欄の事業費の合計額に 4 分の 3 を乗じた額と国庫負担額の計欄の額とは一致する。個々の地方公共団体ごとの検算は「H」欄の率を別表国庫負担率早見表で国庫負担率を検算するとよい。なおこの早見表の国庫負担率は正規の計算方法に従って算出された国庫負担率の近似値であるから検算の場合以外は使用しないこと。その他この表で間違いの多いことは、標準税収入に対して事業費を区分する場合の当該金額のあやまりである。例えば、事業費が標準税収入の 2 分の 1 以上ありながら全額「C」欄に記入し「D」欄以降を記入していないもの、又は「C」・「D」及び「E」欄に記入する場合その区分を誤っているのがそれである。その他国庫負担額の桁違いもかなり多いので注意すること。

第7表

年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率算定表
総括表

(単位：千円)

所管別 区 分			国土交通省	農林水産省	計
一般分	事業費	工 事 費			
		事 務 費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担額				
	関係市町村数				
離島・奄美及び小笠原分	事業費	工 事 費			
		事 務 費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担額				
	関係市町村数				
激甚災分	事業費	工 事 費			
		事 務 費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担額				
	関係市町村数				
合 計	事業費	工 事 費			
		事 務 費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担額				
	関係市町村数				

- 1 事業費、平均負担率の欄には、第1表各欄により記入すること。
- 2 国庫負担額の合計欄は第1表各省合計の表中「D」欄計の額を100円未満で切捨てた額とし、各省の合計額は切捨てた額と合致するようあん分した金額を記入すること。
- 3 国庫負担額の各省内訳についても前項に準じて記入すること。
- 4 関係市町村数欄はそれぞれ該当市町村数を記入するので、合計欄とは必ずしも一致しない。即ち合計欄の数が実数をあらわす。

5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律に対する国会建設委員会の附帯決議

(1) 衆議院建設委員会 (30. 9. 19)

1. 政府は、本法第8条の2に指定する緊要なもの以外の災害復旧事業については、これを4カ年以内に完了するように必要な措置を講ずること。
1. 政府は、過年度災害の復旧については、本法第8条の2の趣旨に基づき、緊要なものとするものについては2カ年以内、その他のものについては3カ年以内に措置すべく必要な措置を講ずること。
1. 政府は、地方財政窮乏の実情にかんがみ、適当な措置を講じてその促進をはかること。

(2) 参議院建設委員会 (30. 7. 21)

1. 政府は災害復旧のみに捉われず、一步進めて、昭和28年10月治山、治水対策協議会決定による「治山治水基本対策要綱」の方針に基づいて速やかに、之が予算化を図り、国土保全と治山、治水の万全を期し、災害絶滅のため努力されたい。
1. 各省所管の災害工事査定方針に差異のあることは、当該地方に悪影響を及ぼし、甚だ遺憾である。これが統一について至急に具体的対策を樹立して実施に移されたい。

6 覚書（緊急災害復旧事業について）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第8条の2に規定する緊要な災害復旧事業等について、左記のとおり覚書を作成する。

昭和30年11月10日

建設省河川局長

運輸省港湾局長

水産庁長官

林野庁長官

大蔵省主計局長

記

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第8条の2に規定する緊要な災害の復旧事業については、従来の統計資料及び実績に徴し、国庫負担災害復旧事業の事業総額の概ね7割程度がこれに該当するものと了解する。
2. 緊要な災害復旧事業以外の災害復旧事業については次のように処置することに努力する。
 - (1) 特に必要と認められるものについては、初年度（当該災害のあった年度）より復旧に着手出来るようにすること。
 - (2) 全体の復旧を完成する年度は緊要な災害復旧事業よりは若干遅れることとなるが、極力早期に完成を図ること。

7 海岸における消波工等の被災認定の取扱いについて

平成17年12月22日

(農村振興局防災課長補佐から各農政局防災課長、沖縄総合事務局
土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

異形ブロックを使用した消波工及び根固工の被災認定の取扱いについては、これまで、その機能が喪失した場合に補充する異形ブロック 1 個の高さの $1/3$ 程度が沈下した場合としていたが、今後補充する異形ブロック 1 個の高さの $1/2$ 程度が沈下した場合に改めるものとする。

本被災認定の取扱いについては平成18年災害より適用する。

8 設計津波の水位の設定方法等について

平成23年 7 月 8 日

(農村振興局防災課長、水産庁防災漁村課長、国土交通省保全課
海岸室長、海岸・防災課長から都道府県海岸管理部局あて)

本通知は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年 3 月23日農林水産省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条第 3 号及び海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年 4 月12日15農振第2574号、15水港第3168号、国河海第69号、国港海第556号）2・4 の適用に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえ、下記のとおり設計津波の水位設定の考え方を示すことにより、東北地方太平洋沖地震により発生した津波による被害を受けた地域における速やかな海岸保全施設の復旧計画の策定に資することを目的とするものである。

今後、設計津波の水位を設定し、又は見直す場合には、留意されたい。

なお、下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言となるものである。

については、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災を受けた海岸保全施設の災害復旧計画は、下記に示す方法により求めた設計津波の水位を踏まえ、策定するものとする。

記

第一 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 津波高さ 海岸線付近における地盤高に津波による浸水深を加えた標高をいう。当該津波高さは東京湾平均海面（T. P.）等基準面を明らかにしたうえで用いる。
- 二 設計津波の水位 海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が省令第二条第三号に基づいて定める設計津波の高さをいう。

三 地域海岸 一の海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分（沿岸）を「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線に分割したものをいう。

第二 設計津波の設定単位

設計津波は、地域海岸ごとに設定することを基本とする。

第三 設計津波の水位の設定方法

設計津波の水位は、次の各号に掲げる手順により設定する。

一 過去に発生した津波の実績津波高さの整理

過去に発生した津波の実績津波高さは、各機関により実施された痕跡高調査並びに歴史記録及び文献等に津波による痕跡高の記録が残されているものを用いることとし、次の各号に掲げる措置により整理するものとする。なお、過去の痕跡高の記録を整理する際には、極力海岸線付近における記録を用いることとし、その痕跡高地点における津波の形態（重複波、進行波、不明）を区分する。

イ 痕跡高調査については、土木学会海岸工学委員会における現地調査マニュアル等に基づき行われたものを収集整理すること。

現地調査マニュアル等に基づく独自の調査成果が無い又は不足する等の理由により他機関が実施した調査結果を用いる場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループに現地調査結果として登録してあるデータ等信頼できる津波高さをを用いること。

地形の改変等により、海岸線付近での痕跡高調査結果を得られない場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ調査結果等信頼できるデータにおける緯度経度を参照の上、出来る限り海岸線近くの痕跡高を収集すること。

ロ 歴史記録及び文献等の資料を使用する際は、中央防災会議等において過去に整理した津波高さをを用いることとし、津波高さのデータを補う必要がある場合は、「日本被害津波総覧」等の公表資料や地方整備局、都道府県及び気象庁等の調査結果等公的な調査資料を用いること。

ハ 歴史記録及び文献等に地震発生の記録はあるが、津波高さのデータ

が無い場合は、津波堆積物等の調査結果から浸水範囲等を明らかにしたうえで、可能な範囲でシミュレーション等により津波高さを想定するよう努めること。

二 シミュレーションによる津波高さの算定

過去に発生した津波の実績津波高さについて、海岸線付近における痕跡高など、設計津波の水位を設定するための十分なデータが得られないときは、過去に発生した地震による津波高さのシミュレーションを行ってデータを補完する。その際、中央防災会議等におけるシミュレーション結果が公表されているものについては、当該結果を活用する。

なお、中央防災会議や地震調査研究推進本部において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができる。

今後、中央防災会議等において検討が進み、過去に発生した地震の地震動推定における規模や対象範囲の見直し等が行われた場合（マグニチュードや連動型発生等の大きな地震）は、そのシミュレーションによる津波高さも適宜検討に加え、適宜見直すものとする。

三 設計津波の対象津波群の設定

地域海岸ごとに、第一号及び第二号で得られた過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さを収集したうえで、横軸に津波の発生年（想定地震の場合には右端）、縦軸に海岸線における津波高さを取り、グラフを作成する。グラフには、一の津波に対して最も大きな津波高さの値をプロットし、重複波、進行波、不明の別も合わせて記述する。作成されたグラフから、原則として一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を、設計津波の水位設定のための対象津波群として選定する。その際、進行波及び不明に区分された津波が含まれるよう留意する。

四 設計津波の水位の設定

対象津波群の津波を対象に、地域海岸において堤防位置における津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行う等により地域海岸内の津波水位分布を算出し、当該水位分布に基づき、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定するものとする。

一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なることとなると判断される場合は、理由を明らかにしたうえで、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めることができるものとする。

第四 堤防等の天端高

堤防等の天端高は、上記により設定された設計津波の水位を前提として、省令第三条第一項及び第三項並びに第五条に定められた基準に従い、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

第五 河川整備との整合性の確保等

設計津波の水位の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても、整合的な津波対策が必要とされることから、河川管理者との連絡に努められたい。

堤防等の天端高の設定に当たっては、河川整備計画等との調整を図るよう努められたい。また、港湾及び漁港の利用者への配慮にも努められたい。

以上

9 海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について

平成23年12月15日

(農村振興局防災課長、水産庁防災漁村課長、国土交通省保全課
海岸室長、海岸・防災課長から都道府県海岸管理部局あて)

東日本大震災においては、津波が海岸堤防等を越流することにより多くの施設が被災し、また、背後地に甚大な被害が発生した。これを踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるようにする構造、及び海岸堤防等の耐震対策について、基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

今後、海岸堤防等を整備する場合、又は構造や耐震対策を見直す場合は留意されたい。

なお、下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言となるものである。

については、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

記

第一 海岸堤防等の粘り強い構造

一 「粘り強い構造」の考え方

今次津波においては、設計対象の津波高を超える津波が海岸堤防等の天端を越流したことにより、その多くが破壊、倒壊する事象が見られた。このような海岸堤防等に関する「粘り強い構造」の基本的な考え方は、津波が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すことである。

海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が粘り強く発揮された場合には、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすること等の効果、浸水量が減ることにより浸水面積や浸水深を低減し、浸水被害を軽減する効果、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。さらに、施設が全壊に至らず、一部残存した場合

には、迅速な復旧が可能となり二次災害のリスクが減る効果や、復旧費用を低減する効果が期待される。また、今次津波においては、堤防が残存した箇所では侵食が殆ど見られなかった事例も確認されており、海岸地形を保全する効果も期待される。

今次津波の越流等による海岸堤防等の被災状況の分析等を踏まえた被災メカニズムの想定とこれによって弱点となることが明らかになった箇所をもとに、設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合に施設の効果を粘り強く発揮する上で有効と考えられる構造上の工夫等を以下に示す。これをもとに、東日本大震災において被災した海岸堤防等の復旧等において、用地や資機材の制約等の条件を勘案しつつ、復旧に要する費用、海岸の環境や景観、利用に及ぼす影響を考慮して可能なものについて活用されたい。

また、既存の海岸堤防等については、これまでも一定の機能を発揮してきたものである。被災地以外においては、今後の更新の時期に合わせて、以下に示す方向性を踏まえた改良等を検討されたい。

なお、津波による被災過程においては、複数の被災形態が複合的に発生すること多いと考えられることから、特定の対策工法のみに限定せず、複数工法を組み合わせた強化について検討されたい。

二 津波越流による堤防破壊メカニズムの推定と構造上の工夫の方向性

イ 裏法尻部及び裏法勾配

来襲した津波の水流が海岸堤防を越流した後、裏法を流下し流速が速くなった状態で裏法尻部の地面等に衝突することにより洗掘が起こり、これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失を引き起こす被災形態が考えられる。

このような被災形態に対しては、まず、裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆し、洗掘防止を図るものとする。さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化することにより、水流を減勢させ、裏法尻部における衝撃を抑えることで洗掘防止を図るものとする。

ロ 天端保護工、裏法被覆工、及び表法被覆工

津波の水流が海岸堤防等を越流する際、天端部、裏法部で高速になることにより、天端保護工、裏法被覆工が流失する被災形態や、堤体土が被覆工の隙間から吸い出される被災形態が想定される。

引き波の越流においても天端部、表法部で高速流が発生することにより同様の被災形態が想定される。また、天端部に波返工がある場合

には、波返工を乗り越え落下する水流が天端保護工に衝突し損傷を引き起こすことも考えられる。

このような被災形態に対しては、天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工を厚くする工法、部材間を連結し剥離しにくくする工法等を採用することにより、重量や強度の確保を図るものとする。

ハ 波返工

波返工は、波やしぶきが堤内側に入り込むのを防ぐことを主な目的として設置されていることから、設計津波の水位を超える津波の波圧が作用することにより、波返工の陸側への倒壊等を引き起こす被災形態が想定される。また、引き波の波圧の作用による波返工の海側への倒壊も想定される。

このような被災形態に対し、海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合は、波返工が倒壊しやすい構造であることを考慮して、天端まで盛土構造とすることも検討するものとする。波返工を採用する場合には、強い波圧への耐力を向上するために、配筋による補強を施すものとする。

第二 海岸堤防等の耐震対策

一 従来の耐震対策

阪神淡路大震災を受け、地震動に対する新たな耐震対策として、地震動レベルの考え方が導入された。海岸保全施設の耐震設計では、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し構造の安全及び天端高の維持が求められる。また、背後地の重要度等に基づきより高い耐震性能が必要とされる海岸保全施設については、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな機能の回復が可能なことが求められる。

なお、液状化の影響を考慮し、必要な液状化対策又は構造断面の対応を実施する必要がある。

二 海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震に対する耐震対策

今回、設計津波に関する新たな考え方の導入に伴い、海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施する必要がある。当該地震が、レベル1

地震動以下の強度の場合には、技術上の基準に従い、構造の安全及び天端高の維持が必要である。当該地震がレベル 1 地震動を超える強度の場合においても、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後に来襲する津波に対して構造の安全及び天端高を維持することが必要である。

海岸堤防等の天端高は、地震発生の際、主に、地殻変動に伴う地盤沈下と、地盤の液状化による堤体の沈下の影響を受ける。このため、これらに対する耐震対策を実施することにより、地震後においても必要な天端高を維持するものとする。

イ 地殻変動に伴う地盤沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下が予測される場合には、当該地震の発生後に堤高が不足しないように、海岸堤防等の天端高に、地盤沈下の予測量をあらかじめ加えておくものとする。地震の断層運動による地盤の沈下量は、当該地震を再現する断層モデルにより算定される値を用いて設定するとよい。

ロ 液状化による堤体の沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震に伴い地盤の液状化が予測される場合には、必要な液状化対策を実施するものとする。なお、液状化が生じる場合においても、設計津波に対する施設の構造の安全が確保される場合には、液状化による沈下の予測量をあらかじめ天端高さに加えておく対策も可能とする。

第三 東北地方太平洋沖地震による地盤の沈下への対応

東北地方太平洋沖地震においては、断層運動による地殻変動等により広域にわたる地盤沈下が生じた。地盤沈下が生じた地域においては、津波や高潮に対する安全度が低下していることから、海岸堤防等の被災の有無にかかわらず、最低限、従前の高さまでの復旧を速やかに実施するものとする。

以上

Ⅲ－ 7 海岸及び地すべり防止施設災害 関連事業

§ 1 海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱

	昭和40年 9 月10日	40農地D第1139号
改正	昭和47年 8 月 1 日	47農地D第 531号
〃	昭和53年 7 月 5 日	53文 第 261号
〃	昭和54年 3 月30日	54構改D第 204号
〃	昭和59年 9 月14日	59構改D第 945号
〃	平成元年 5 月29日	元構改D第 374号
〃	平成 9 年 4 月 1 日	9 構改D第 275号
〃	平成13年 1 月 5 日	12構改A第 964号
〃	令和 3 年 4 月 1 日	2 農振 第3506号
〃	令和 4 年 4 月 1 日	3 農振 第2935号

（農林事務次官から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事
あて）

（目的及び趣旨）

第 1 海岸災害関連事業は海岸災害復旧事業と、地すべり防止施設災害関連事業は地すべり防止施設災害復旧事業とそれぞれ合併して施行する事業であって、当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の新設又は改良を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的とする。

2 事業の実施については海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年農林省、運輸省、建設省令第 1 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（関連事業決定の申請）

第 2 地方公共団体の長は、国の負担金の交付を受けて海岸災害関連事業又は地すべり防止施設災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）第 6 条の規定による災害復旧事業設計書（以下「設計書」という。）の提出に併せて関連事業の設計書（別記）に災害関連事業箇所別調書（様式第 1）及び災害関連事業箇所別概要書（様式第 2）を添付して農林水産大臣に申請するものとする。ただ

し、海岸災害復旧事業又は地すべり防止施設災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）として設計書を提出したもののうち、関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該設計書をもって関連事業の設計書の提出があったものとみなす。

（関連事業の審査等）

第3 農林水産大臣は、第2の規定により提出された申請書を受理したときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）第7条の規定による審査に併せて、別に定める基準により当該関連事業について審査を行い、予算の範囲内において、関連事業として適当と認めたときは事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事（当該事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあつてはその長。以下同じ。）に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、市（指定都市を除く。以下同じ。）町村の事業に係るものについては、遅滞なくこれを当該市町村長に通知しなければならない。

（設計の変更）

第4 第3の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害関連事業全体設計書（この規定により農林水産大臣に提出してその承認を受けた災害関連事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更を加えようとするときは、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け農地D第1140号農林事務次官依命通達。以下「取扱要綱」という。）第15の規定を準用する。

（関連事業の増破等の取扱い）

第5 関連事業が未施行又は未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは当該施設に係る関連事業は廃止するものとする。

2 関連事業の実施中において、当該事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には復旧事業計画。以下同じ。）に基づいて行うものとする。なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打ち切り、精算した残額については、新たな関連事業に基づく事業における工事費の「うち未成額」（発生のを異にする場合の未施行工事費の額）とする。

- 3 関連事業に係る施設の位置を変更する場合においては、新たな災害による原位置の施設についての増破額は、関連事業の未着手、施行中を問わず新たな関連事業における工事費に算入しないものとする。

(委 任)

第6 この要綱に定めるもののほか、関連事業の実施については農村振興局長が別に定める。

別 記

第2の「関連事業の設計書」の記載様式等については、次の各号によるものとする。

1 関連事業設計書の記載様式

「海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令」（昭和26年7月27日農林省令第53号。以下「省令」という。）第3条に規定する設計書の様式を準用する。この場合、省令に定める第3号様式の各表及び添付図面については、復旧事業と関連事業とを併せた全体のものを作成するものとする。

- 2 復旧事業と関連事業と併せた設計書の作成については取扱要綱第7から第11までの規定を準用するものとする。

3 関連事業費の算出

第2号により算出された事業費	・・・・・・・・・・・・・・・・	A
復旧事業費	・・・・・・・・・・・・・・・・	B
関連事業費	・・・・・・・・・・・・・・・・	A－B

様式第 1

災害関連事業箇所別調書

都道府県（指定都市）名

工事番号	所在地			事業主体	申請					調査					(㍑)/(イ)	A Bの区分	採択理由	備考	
	都市	町村	字		関連費					(イ)災害費	関連費								
					工種	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額		工種	数量	金額	うち 未成 (転属)					(㍑)差引額
A項計						(箇所) m	千円	千円	千円			(箇所) m	千円	千円	千円	%			
B項計																			
合計																			

- 注 1 海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が 400 万円以上で、かつ、災害復旧工事費の 100 パーセント内のものを A 項関連、その他のものを B 項関連と区分のうえ記入する。
- 2 うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災、及び工事番号を記入する。
- 3 採択理由欄は採択基準第何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及び B 項関連箇所については災害関連事業箇所別概要書（様式第 2）のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。
- 6 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

様式第 2

災害関連事業箇所別概要書										調査官氏名
										立会官氏名
都道府県名		番号		災害名及び被災年月 日	〇〇 年 月 日	工 種		所 在 地	〇〇郡(市)〇〇 町(村)字〇〇	
工 事 費			工 事 計 画 概 要	天端高 m 天端幅		天 端 高 決 定 の 根 拠				
災 害	関 連	計		m						
千円	千円	千円		施行延長 m						
現 行	計画区域内既設堤防延長 m 天端幅			天端高 m		見 取 略 図				
	〃 無堤天然海岸延長 m									
計 画 区 域 外 状 況	天 端 高 天 端 幅 他の改良計画 (同 上) そ の 他		起 点 側	終 点 側		1 平面図				
			m 取付く 気付かない m 工事 (しゅん工 工事中) 計画中	m 取付く 気付かない m 工事 (しゅん工 工事中) 計画中						
経 済 効 果	田 畑 宅 地	h a h a a		人家	戸					
(関連事業採択条件(理由)及び関連事業費算出方法)										

§ 2 海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準

	昭和40年 9 月10日	40農地D第1137号
改正	昭和47年 8 月 1 日	47農地D第 530号
〃	昭和54年 3 月30日	54構改D第 205号
〃	平成元年 5 月29日	元構改D第 375号
〃	平成 9 年 4 月 1 日	9 構改D第 276号
〃	平成13年 4 月10日	12農振 第2087号

(農地局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年 9 月10日付け40農地D第1139号）第3の規定する「別に定める基準」は、次の各号とする。

(1) 一般基準

ア 原則として、関連事業における工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）にあつては800万円以上、市（指定都市を除く）町村にあつては600万円以上で、かつ、併せて施行される復旧事業における工事費を超えないこと。

イ 原則として、当該施設について他の改良計画がないこと。

ウ 事業効果が大であること。

(2) 箇所別採択基準

ア 海岸

(ア) 被災箇所に接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ、又は断面に併せて嵩上げし、若しくは拡大し、又は胸壁等を新設する工事

(イ) 越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所に胸壁消波工又は被覆工等を新設する工事

(ウ) 突堤又は離岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために施行する工事

(エ) 被害が激甚であつて、復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

(オ) 被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

イ 地すべり防止施設

被災箇所を含んだブロックにおいて、被災箇所に接続又は接近した
ぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

§ 3 通 知 等

1 地すべり防止施設災害関連事業の査定にあたっての留意事項について

平成元年 5 月 29 日

(構造改善局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官あて)

平成元年度より地すべり防止施設災害関連事業が実施されることとなる
が、標記事項について、平成元年 5 月 29 日から下記のとおり取扱うこととし
たので通知する。

なお、貴局管内に対してもこの旨周知徹底を計られたい。

記

- 1 本事業の範囲は地すべり防止区域内であること。
- 2 採択基準に定める「被災箇所に接続又は接近した脆弱な残存施設」と
は、被災箇所を含んだブロックで、未被災の残存部分において、再度災害
の防止を図るため、災害復旧事業に併せて擁壁工、くい工、シャフト工、
アンカー工、排土工、地表水排除工、地下水排除工等によって改築又は補
強する必要がある脆弱な施設をいう。
- 3 本事業は平成元年災害に係るものから適用する。